

広島市報

定期第1047号
平成29年8月31日

発行所
広島市役所
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

目次

条 例

- 広島市市税条例の一部を改正する条例（第25号）..... 3
- 広島市自転車等の放置の防止に関する条例及び建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例（第26号）..... 7
- 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（第27号）..... 9
- 広島市公園条例の一部を改正する条例（第28号）..... 11
- 広島市立学校条例の一部を改正する条例（第29号）..... 11

規 則

- 地方自治法第152条の規定による市長の職務代理者に関する規則の一部を改正する規則（第44号）..... 12
- 広島市市税規則の一部を改正する規則（第45号）..... 12
- 広島市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第46号）..... 12
- 広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第47号）..... 13
- 広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則（第48号）..... 13

告 示

- 都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分の変更..... 14
- 都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域の変更..... 14
- 都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域の変更..... 14
- 都市計画法による広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の変更 4件..... 15
- 介護保険法又は改正前の介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防

- サービス事業者の指定..... 16
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定..... 16
- 介護保険法による指定事業者の指定..... 16
- 平成27年広島市告示第355号で指定された広島農業振興地域の区域変更..... 17
- 出納員の事務の一部委任..... 18
- 広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物の容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度の変更..... 18
- 路上駐車場の休止..... 19
- 開発行為に関する工事の完了..... 19
- 出納員の事務の一部委任..... 19
- 広島市市税条例による寄附金の指定..... 19
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定の一部の効力停止..... 20
- 広島市市営駐車場（広島駅新幹線口駐車場）の指定管理者の指定..... 20
- 開発行為に関する工事の完了 3件..... 20
- 自転車等の所有権の取得..... 20
- 広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託..... 21
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更..... 21
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定..... 21
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止..... 21
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出..... 22
- 土地区画整理法による施行地区となるべき区域の公告の申請..... 22
- 広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務の委託..... 23
- 公共下水道の供用開始..... 23

○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の 処理開始.....23	○区出納員の事務の一部委任（中区）.....30
○農業集落排水処理施設の供用開始.....24	○ビワの木等植栽の剪定（中区）.....30
○広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物 処分手数料の収納事務の委託.....24	○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....30
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律による指定居宅介護等 事業者の指定の取消し.....24	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....31
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による医療扶助のための医療を担当する 機関の指定更新 2件.....24	○放置自転車等の撤去（中区） 6件.....31
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による指定医療機関の廃止.....25	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....31
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による指定医療機関の指定辞退.....26	○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....31
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰 国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人 等及び特定配偶者の自立の支援に関する法 律による医療扶助のための施術者の指定 4件.....26	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....32
○会計管理者の事務の一部委任.....27	○放置自転車等の撤去（中区） 3件.....32
○介護保険法による指定居宅サービス事業及 び指定介護予防サービス事業の廃止.....27	○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....32
○介護保険法による指定地域密着型サービス 事業又は指定地域密着型介護予防サービス 事業の廃止.....27	○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....32
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の 廃止.....28	○建築基準法による一敷地内認定建築物以外 の建築物の位置及び構造の認定等（中区）.....32
○広島市介護予防・日常生活支援総合事業の 事業者指定等に関する要綱による指定事業 者の廃止.....28	○道路の区域変更（東区）.....33
○市営住宅の家賃の変更.....28	○道路の供用開始（東区）.....33
○水難救護法による物件の拾得（中区）.....30	○放置自転車の撤去（東区） 3件.....33
○放置自転車等の撤去（中区）.....30	○道路の供用開始（東区）.....33
○長期間駐車されていた自転車等の移動（中 区）.....30	○放置自転車の撤去（東区） 2件.....33
○放置自転車等の撤去（中区） 2件.....30	○放置自転車等の撤去（南区）.....34
	○道路の区域変更（南区）.....34
	○道路の供用開始（南区）.....34
	○建築基準法による一つの敷地とみなすこと 等による下記の一団地の認定（南区）.....34
	○放置自転車等の撤去（南区） 2件.....34
	○建築基準法による道路の位置の指定（南区）.....34
	○放置自転車等の撤去（南区）.....35
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....35
	○放置自転車等の撤去（南区）.....35
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（南 区）.....35
	○放置自転車等の撤去（南区） 4件.....35
	○路線名等を定める法定外公共物の指定変更 （西区）.....35
	○放置自転車等の撤去（西区） 6件.....36
	○道路の区域変更（西区）.....36
	○放置自転車等の撤去（西区） 2件.....36
	○道路の区域変更（安佐南区）.....37
	○道路の供用開始（安佐南区）.....37
	○長期間駐車されていた自転車等の移動（安 佐南区）.....37
	○建築基準法による道路の位置の指定（安佐 南区） 2件.....37
	○道路の区域変更（安佐南区）.....37
	○道路の供用開始（安佐南区）.....38

- 道路法による道路の区域決定（安佐南区）……………38
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区） 2件……………38
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 2件……………38
- 路線名等を定める法定外公共物の指定変更（安佐北区）……………38
- 都市計画法による事業計画のある道路を建築基準法に規定する道路と指定（安佐北区）……………39
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐北区）……………39
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）……………39
- 放置自転車の撤去（安芸区）……………39
- 長期間駐車されていた車両の移動（安芸区）……………39
- みどり坂町内会の告示事項の変更（安芸区）……………39
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）……………39
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……………39
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件……………40
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……………40
- 放置自転車等の撤去（佐伯区）……………40
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（佐伯区）……………40
- 都市公園法による都市公園の設置（佐伯区）……………40
- 道路の区域変更（佐伯区）……………40
- 道路の供用開始（佐伯区）……………40
- 放置自転車等の撤去（佐伯区） 2件……………41
- 選 管 告 示**
- 広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程……………41
- 区 選 管 告 示**
- 新たに広島市佐伯区選挙管理委員及び補充員として就任した者の住所及び氏名（佐伯区）……………44
- 昭和60年広島市選挙管理委員会告示第9号による佐伯区の投票区の設置の告示中表の一部変更（佐伯区）……………44
- 教育委員会告示**
- 広島市教育委員会議（臨時会）の開催……………45
- 広島市こども文化科学館及び広島市こども図書館の合築施設の呼称を定めた……………45
- 広島市教育委員会議（定例会）の開催……………45
- 監 査 公 表**
- 監査の結果（指摘事項）に対する措置事項の公表……………45

条 例

広島市条例第25号

平成29年7月3日

広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市市税条例の一部を改正する条例

第1条 広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第32条中「次の各号に掲げる者」の右に「のいずれかに該当する納税義務者」を加え、「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第33条第4項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（「もの及びその時まで」に提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第33条第6項中「第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（「もの及びその時まで」に提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第36条の2第1項の規定による申告書
- (2) 第36条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第34条の3第1項中「100分の6」を「100分の8」に改める。

第34条の5各号中「100分の3」を「100分の4」に、「においては」を「には」に改める。

第34条の8第1項中「第33条第4項の申告書」を「第33条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第48条第3項中「の申告書」を「に規定する申告書」に、「においては」を「には」に改め、「とする」の右に「。第5項第1号において同じ」を加え、「場合で」を「場合において」に、「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「については」の右に、「前項の規定にかかわらず」を加える。

第50条第2項中「についても」を「がある場合には、」に、「によるものとする。なお」を「とし」に、「ときは」を「場合には」に改め、「納期限とする」の右に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものとして施行令第48条の15の5第1項に規定する更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書）を」（当該増額更正）に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の右に「前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第61条第10項中「第349条の3」の右に「又は第349条の3の4」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し及び同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「第3号」を「以下この項」に、「同項」を「法第349条の3の3第1項」に、「（第74条の3）を」（以下この項及び第74条の3）に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の右に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の3において「被災市街地復興推進地

域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。同条において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に、「法第352条の2第6項」を「同条第6項」に、「法第352条の2第7項」を「同条第7項」に改める。

第74条の3第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の右に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の右に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第6条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第9条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第11条中「第15条の2又は第15条の3」を「から第15条の3まで」に、「第349条の3」を「又は第349条の3の4」に、「第349条の3又は」を「若しくは法附則第15条の3の2の規定により読み替えて適用する法第349条の3の4又は」に、「第15条の2若しくは第15条の3」を「から第15条の3まで」に改める。

附則第11条の2中第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第11条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第6項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第7項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第8項中「附則第12条第24項」を附則第12条第26項に改め、同条第9項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、「同条第10項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第13項中「第11項」を「第13項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第12項を第14項とし、同条第11項中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項を同条第13項

とし、同条第10項の次に次の2項を加える

11 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 耐震改修が完了した年月日

(5) 耐震改修に要した費用

12 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用の額（施行令附則第12条第38項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあっては、当該費用及び補助金等の額）

附則第18条中「若しくは第42項」を「、第42項若しくは第44項」に改める。

附則第20条の3の5に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条第2号の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条第2号の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項に規定する3輪以上の軽自動車に對

する第82条第2号の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第20条の4を次のように改める。

（軽自動車の賦課徴収の特例）

第20条の4 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第20条の4第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第20条の4の2第1項中「100分の3」を「100分の4」に改め、同条第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の右に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第20条の5第1項第1号中「100分の7.2」を「100分の9.6」に改める。

附則第21条第1項中「100分の3」を「100分の4」

に改める。

附則第 21 条の 2 第 1 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「同法第 31 条第 1 項」を「同項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項前段」を「前条第 1 項前段」に、「応じ」を「応じ。」に改め、同項第 1 号中「100 分の 2.4」を「100 分の 3.2」に改め、同項第 2 号アを次のように改める。

ア 64 万円

附則第 21 条の 2 第 1 項第 2 号イ中「100 分の 3」を「100 分の 4」に改め、同条第 2 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 9 項」を「附則第 34 条の 2 第 10 項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第 21 条の 3 第 1 項中「応じ」を「応じ。」に改め、同項第 1 号中「100 分の 2.4」を「100 分の 3.2」に改め、同項第 2 号アを次のように改める。

ア 192 万円

附則第 21 条の 3 第 1 項第 2 号イ中「100 分の 3」を「100 分の 4」に改める。

附則第 22 条第 1 項中「100 分の 5.4」を「100 分の 7.2」に改め、同条第 3 項中「100 分の 5.4」を「100 分の 7.2」に、「100 分の 3」を「100 分の 4」に改める。

附則第 22 条の 2 第 1 項、第 22 条の 2 の 2 第 1 項及び第 22 条の 3 第 1 項中「100 分の 3」を「100 分の 4」に改める。

附則第 22 条の 4 第 1 項及び第 3 項中「100 分の 3」を「100 分の 4」に改め、同条第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（に、
「ものに限り、その時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第 22 条の 5 第 1 項及び第 3 項中「5 分の 3」を「5 分の 4」に、「100 分の 3」を「100 分の 4」に改め、同条第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（に、
「もの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を

含む）」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第 22 条の 5 第 6 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む。）」を「同条第 4 項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

第 2 条 広島市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 11 条の 2 中第 14 項を第 15 項とし、第 13 項の次に次の 1 項を加える。

14 法附則第 15 条第 4 5 項に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

附則第 18 条中「若しくは第 44 項」を「、第 44 項若しくは第 45 項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中広島市市税条例第 34 条の 3 第 1 項及び第 34 条の 5 各号並びに附則第 20 条の 4 の 2 第 1 項、第 20 条の 5 第 1 項第 1 号、第 21 条第 1 項、第 21 条の 2 第 1 項各号、第 21 条の 3 第 1 項各号、第 22 条第 1 項及び第 3 項、第 22 条の 2 第 1 項、第 22 条の 2 の 2 第 1 項、第 22 条の 3 第 1 項、第 22 条の 4 第 1 項及び第 3 項並びに第 22 条の 5 第 1 項及び第 3 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定 平成 30 年 1 月 1 日
- (2) 第 1 条中広島市市税条例第 32 条及び附則第 6 条第 1 項の改正規定並びに附則第 4 項の規定 平成 31 年 1 月 1 日
- (3) 第 2 条の規定並びに附則第 10 項及び第 15 項の規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日

2 第 1 条の規定（前項第 1 号及び第 2 号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の広島市市税条例（以下「新条例」という。）第 33 条第 4 項及び第 6 項並びに第 34 条の 8 第 1 項並びに附則第 9 条第 1 項、第 20 条の 4 の 2 第 2 項、第 22 条の 4 第 4 項並びに第 22 条の 5 第 4 項及び第 6 項の規定は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 附則第1項第1号に掲げる改正規定による改正後の広島市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成29年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 附則第1項第2号に掲げる改正規定による改正後の広島市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例第48条第3項及び第5項並びに第50条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項又は第50条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 6 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 新条例附則第11条の2第13項の規定は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第4項に規定する特定事業所内保育施設に対して課すべき平成30年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用する。
- 8 新条例附則第11条の3第11項の規定は、平成29年4月1日以後に耐震改修が行われる新法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅に対して課すべき平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 新条例附則第11条の3第12項の規定は、平成29年4月1日以後に新法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修工事が完了する新法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課すべき平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 10 第2条の規定による改正後の広島市市税条例附則第11条の2第14項の規定は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日以後に設置される新法附則第15条第45項に規定する土地に対して課すべき平成30年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用する。
- 11 新条例附則第20条の3の5第5項から第7項まで及び第20条の4の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 12 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを広島市市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律附則第18条第2項に規

定する特別の関係のある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（同条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

- 13 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。
- 14 新条例附則第18条の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 15 第2条の規定による改正後の広島市市税条例附則第18条の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 16 広島市市税条例等の一部を改正する条例（平成29年広島市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中附則第20条の3の5の見出し及び同条第1項を改め、同条第2項から第4項までを削り、同条を附則第20条の3の10とし、附則第20条の3の4の次に5条を加える改正規定の次に次のように加える。

附則第20条の4を次のように改める。

第20条の4 削除

広島市条例第26号

平成29年7月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例及び建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市自転車等の放置の防止に関する条例及び建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

（広島市自転車等の放置の防止に関する条例の一部改正）

第1条 広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）の一部を次のように改正する。

第8条中「スーパーマーケット」の右に「その他の小売店舗」を、「銀行」の右に「その他の金融機関」を、「遊技場」の右に「事務所」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項及び別表(ア)欄の百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗、銀行その他の金融機関及び遊技場の範囲は、規則で定める。

第14条第2項中「の店舗面積」を「の店舗等の面積（以下「店舗等面積」という。）」に、「店舗面積」を「店舗等面積」に改める。

第15条第1項中「別表(ア)欄の用途」の右に「（事務所にあつては、規則で定めるものを除く。）」を加え、同条第2項中

「店舗面積」を「店舗等面積」に改め、「ついて」とあるのは「」の右に「次条第2項に規定する」を、「面積が」の右に「当該」を加える。

第19条の見出し中「及び設備」を「設備等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の自転車等駐車場の自転車等1台当たりの駐車区画の規模は、規則で定める。

第20条第1項第2号中「店舗面積」を「店舗等面積」に改める。

第24条第1項中「第19条」を「第19条第1項」に改める。

別表中「第14条」を「第8条、第14条」に改め、同表百貨店、スーパーマーケットの項中「スーパーマーケット」の右に「その他の小売店舗」を加え、「店舗面積」を「店舗等面積」に改め、同表銀行の項中「銀行」の右に「その他の金融機関」を加え、「店舗面積」を「店舗等面積」に改め、同表遊技場の項中「店舗面積」を「店舗等面積」に改め、同項の次に次のように加える。

事務所	店舗等面積が2,000平方メートルを超えるもの	店舗等面積100平方メートルごとに1台
-----	-------------------------	---------------------

別表規則で定める施設の項及び同表備考中「店舗面積」を「店舗等面積」に改める。

(建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正)

第2条 建築物における駐車施設の附置等に関する条例(昭和43年広島市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条中「200メートル」を「300メートル」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合においては、前条の規定を準用する。

第9条中「第6条第1項」の右に「若しくは第6条の2第1項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)」を、「第18条第2項」の右に「(同法第87条第1項において準用する場合を含む。)」を加える。

別表(ニ)の項中「又は事務所」及び「及び事務所の用途」を削る。

第3条 建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条を第17条とする。

第15条第1項中「第13条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第2項中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、「同項」の右に「の規定」を加え、同条を第16条とする。

第14条を第15条とする。

第13条第1項中「第3条から第5条まで及び第7条」を「第3条、第4条、第6条若しくは第8条」に、「第8条」を「第9条」に、「第11条」を「第12条」に改め、同条を第14条とする。

第12条第1項中「所有者又は」を「所有者若しくは」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「から第5条まで又は第8条」を「第4条若しくは第6条又は第9条」に改め、同条を第12条とする。

第10条第2項中「から第5条まで」を「第4条又は第6条」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「から第5条まで」を「第4条若しくは第6条」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「から第5条までの規定により」を「第4条又は第6条の規定により」に、「第3条から第5条まで」を「これら」に、「前条」を「第5条及び前条」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「から第5条まで」を「第4条又は第6条」に、「附置する」を「附置しなければならない」に、「が有効に駐車し、出入りできる」を「を安全に駐車させ、及び出入りさせることができる」に改め、同条第2項中「から第5条まで」を「第4条又は第6条」に、「附置する」を「附置しなければならない」に、「車いす利用者のための」を「車椅子を使用している者が円滑に利用することができる」に改め、同条第3項中「規定は、」の右に「駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条の規定により国土交通大臣が認めた」を加え、「が有効かつ安全に駐車し、出入りできる」を「を安全に駐車させ、及び出入りさせることができる」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とする。

第5条中「を増築しよう」を「の増築をしよう」に、「修繕又は」を「修繕若しくは」に、「変更後の建築物を新築した場合において前2条」を「変更後の建築物を新築した場合において第3条又は第4条」に、「変更前の建築物を新築した場合において前2条」を「変更前の建築物を新築した場合においてこれら」に改め、同条に後段として次のように加え、同条を第6条とする。

この場合においては、前条の規定を準用する。

第4条の次に次の1項を加える。

(自転車等駐車場の設置による特例)

第5条 前2条の規定により駐車施設を附置すべき者が、広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第14条、第15条又は第17条の規定により当該者に適用される同条例別表(ウ)欄の基準により算定した規模を超える規模を有する自転車等駐車場として市長が認めるものを設置するときは、当該自転車等駐車場のうち同欄の基準により算定した規模を超える部分の規模に0.2を乗じて得た規模(その規模に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた規模)に相当する台数を前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に算入することができる。

2 前項の規定により算入することができる駐車台数は、前2条の規定により附置しなければならない駐車施設の駐車台数に0.1を乗じて得た駐車台数(その駐車台数に1未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た駐車台数)を限度とする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定（広島市自転車等の放置の防止に関する条例第8条の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同条例第14条第2項、第15条第2項及び第20条第1項第2号の改正規定並びに同条例別表の改正規定（遊技場の項の次に1項を加える部分を除く。）に限る。）、第2条の規定並びに附則第3項、第4項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の広島市自転車等の放置の防止に関する条例第14条、第15条、第17条及び第19条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に施設の新築又は増築の工事に着手する者について適用し、施行日前に当該工事に着手した者については、なお従前の例による。この場合において、施行日以後に事務所に係る施設の新築に着手する者に対する同条例第17条の規定の適用については、同条中「この条例の施行の前」とあるのは、「この条例の施行の日（事務所の用途に供する部分にあつては、広島市自転車等の放置の防止に関する条例及び建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年広島市条例第26号）の施行の日）前」とする。
- 3 第2条の規定による改正後の建築物における駐車施設の附置等に関する条例（次項において「第2条による改正後の条例」という。）の規定は、同条の規定の施行の日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更のための工事に着手する者について適用し、同日前に当該工事に着手した者については、なお従前の例による。
- 4 前項の規定にかかわらず、第2条の規定による改正前の建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条から第5条まで若しくは第8条の規定により駐車施設を附置し、若しくは設置した者又は第2条の規定の施行の前日に同項に規定する工事に着手した者は、市長に届け出て、第2条による改正後の条例の規定の適用を受けることができる。この場合においては、第2条による改正後の条例第9条の規定を準用する。
- 5 第3条の規定による改正後の建築物における駐車施設の附置等に関する条例（次項において「第3条による改正後の条例」という。）の規定は、施行日以後に建築物の新築、増築又は用途の変更のための工事に着手する者について適用し、施行日前に当該工事に着手した者については、なお従前の例による。
- 6 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による改正前の建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条から第5条まで若しくは第8条の規定により駐車施設を附置し、若しくは設置した者又は施行日前に同項に規定する工事に着手した者は、市長に届け出て、第3条による改正後の条例の規定の適用を受けることができる。この場合において、第3条による改正後の条例第10条の規定を準用する。
- 7 この条例（附則第1項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

広島市条例第27号

平成29年7月3日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2の56の表を次のように改める。

56 西風新都石内上中地区

建築制限の事項	区分地区	建築制限の内容
建築物の用途の制限	沿道地区A	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎（床面積の合計が15平方メートルを超えるもの（店舗等に附属するものを除く。）に限る。） (6) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) カラオケボックスその他これに類するもの（鉄筋コンクリート造り等の遮音上有効な建築物内に設けるものを除く。） (8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (9) 倉庫業を営む倉庫 (10) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる風俗営業に係る建築物 (11) ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定める建築物
	沿道地区B	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (2) ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場 (3) ホテル又は旅館 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎（床面積の合計が15平方メートルを超えるもの（店舗等に附属するものを除く。）に限る。） (6) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) カラオケボックスその他これに類す

		<p>るもの（鉄筋コンクリート造り等の遮音上有効な建築物内に設けるものを除く。）</p> <p>(8) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場</p> <p>(9) 倉庫業を営む倉庫</p> <p>(10) 法別表第2(㉔)項に掲げる建築物</p> <p>(11) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる風俗営業に係る建築物</p> <p>(12) ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定める建築物</p>	<p>(10) 法別表第2(㉔)項に掲げる建築物</p> <p>(11) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる風俗営業に係る建築物</p> <p>(12) ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定める建築物</p>	を	
壁面の位置の制限	沿道地区A及び沿道地区B	<p>(1) 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路の境界線（隅切部分を除く。）及び隣地境界線までの距離は、1メートル以上としなければならない。</p> <p>(2) 前号の規定は、次に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。</p> <p>ア ポーチ等で出入りのための通行専用と認められる建築物の部分</p> <p>イ 簡易な構造の自動車庫</p> <p>ウ 物置その他これに類する用途に供する建築物の部分で、次に掲げる要件に該当するもの</p> <p>(ア) 軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であること。</p> <p>(イ) 建築物の部分の水平投影の前面道路に面する長さを敷地の前面道路に接する部分の水平投影の長さで除した数値が5分の1以下であること。</p> <p>エ 巡査派出所</p> <p>オ 公衆電話所</p> <p>カ 令第130条の4第4号又は第5号に掲げるもの</p> <p>キ 門又は塀</p> <p>ク アからキまでに掲げるもののほか、建築物の部分で高さが1.2メートル以下のもの</p> <p>ケ 当該地区計画の決定の時に現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物を増築する場合に増築する部分が前号及びアからクまでの規定に適合する建築物</p> <p>コ 当該地区計画の決定の時に現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物を修繕し、又は模様替する場合の建築物</p>	<p>(10) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる風俗営業に係る建築物</p> <p>(11) ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定める建築物</p>	に	
		改め、「(6) 法別表第2(㉔)項に掲げる建築物」を削る。			
		別表第2の59の表建築物の用途の制限の項中			
		<p>(5) 法別表第2(㉔)項に掲げる建築物</p> <p>(6) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる風俗営業に係る建築物</p> <p>(7) ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定める建築物</p> <p>(8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p>			を
		<p>(5) 風営法第2条第1項第2号から第5号までに掲げる風俗営業に係る建築物</p> <p>(6) ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定める建築物</p> <p>(7) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p>			に、
		<p>(6) 法別表第2(㉔)項に掲げる建築物</p> <p>(7) 風営法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる風俗営業に係る建築物</p> <p>(8) ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定める建築物</p>			を
		<p>(6) 風営法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる風俗営業に係る建築物</p> <p>(7) ナイトクラブその他これに類する令第130条の7の3に定める建築物</p>			に、
垣又は柵の構造の制限	沿道地区A及び沿道地区B	<p>(1) 建築物に附属する塀の地盤面からの高さは、1.2メートル以下としなければならない。ただし、市長が公益上必要な建築物に附属する塀で安全上支障がないと認めるものについては、この限りでない。</p> <p>(2) 前号の規定は、当該地区計画の決定の時に現に存する同号の塀又は現に建築の工事中の同号の塀であって、同一敷地内における建築物の建築、修繕又は模様替に係るものには、適用しない。</p>	<p>(8) 法別表第2(㉔)項に掲げる建築物</p> <p>(9) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p>	を	
		<p>(8) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</p>			に
		改め、同表建築物の高さの最高限度の項を削る。			
		附 則			
		この条例は、公布の日から施行する。			
		~~~~~			
		別表第2の57の表建築物の用途の制限の項中「(6) 法別表第2(㉔)項に掲げる建築物」を削り、同表建築物の高さの最高限度の項を削る。			
		別表第2の58の表建築物の用途の制限の項中			

広島市条例第28号

平成29年7月3日

広島市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市公園条例の一部を改正する条例

広島市公園条例（昭和39年広島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第22条中「第5条の3」を「第5条の11」に改める。

附則

この条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

広島市条例第29号

平成29年7月3日

広島市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市立学校条例の一部を改正する条例

広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「及び位置」を「位置等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 広島市立広島みらい創生高等学校において、「定時制の課程」とはフレキシブル課程平日登校コースをいい、「通信制の課程」とはフレキシブル課程通信教育コースをいう。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（授業料及び受講料）」を付し、同条第3項から第5項までを削り、同条第6項中「及び第3項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第7項を同条第4項とし、同条第8項中「及び第3項」を削り、同項を同条第5項とする。

第3条の2第1項中「課程」の右に「又は通信制の課程」を加え、同条第2項を次のように改め、同条を第3条の4とする。

2 聴講料の額は、次のとおりとする。

広島市立大手町商業高等学校及び広島市立広島工業高等学校  
1単位につき1,500円

広島市立広島みらい創生高等学校

定時制の課程 1単位につき1,740円

通信制の課程 1単位につき330円

第3条の次に次の2条を加える。

第3条の2 高等学校（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）又は中等教育学校の後期課程に在籍する者から、その在籍する月に応じて授業料を徴収する。

2 前項の授業料は月額とし、その額は、別表第2のとおりとする。

3 月の途中における入学、退学又は転学があつた場合の第1項の授業料については、その月の月額の全額を徴収する。

4 前条第3項から第5項までの規定は、第1項の授業料につい

て準用する。

第3条の3 広島市立広島みらい創生高等学校に在籍する者のうち、定時制の課程に在籍する者から授業料を、通信制の課程に在籍する者から受講料を、それぞれ徴収する。

2 前項の授業料及び受講料の額は、その者が一の年度において履修する科目の単位数に、授業料にあつては1,740円を、受講料にあつては330円を、それぞれ乗じて得た額（年度の途中における入学、退学又は転学があつた場合は、これらの事由が生じた月を含めて、当該額の月割計算により算出した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））とする。

3 第1項の授業料及び受講料は、年度の各四半期の末日（第3四半期にあつては、翌年の1月4日）までに、前項の規定による額に4分の1を乗じて得た額を、それぞれ徴収するものとし、その金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て第1四半期において徴収すべき金額に合算する。ただし、年度の途中における入学、退学又は転学があつた場合は、市長が定める月の末日までに市長が定める額を徴収する。

4 第3条第4項及び第5項の規定は、第1項の授業料及び受講料について準用する。

5 広島市立広島みらい創生高等学校においては、第1項に定めるもののほか、通信制の課程に在籍する者が定時制の課程の科目を履修する場合にあつては授業料を、定時制の課程に在籍する者が通信制の課程の科目を履修する場合にあつては受講料を、前3項の規定の例によりそれぞれ徴収する。

第4条第2項中「高等学校」の右に「（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）」を加え、「定時制の課程 950円」を「定時制の課程 950円  
広島市立広島みらい創生高等学校 950円」に改める。

第4条の2第2項中「高等学校」の右に「（広島市立広島みらい創生高等学校を除く。）」を加え、「定時制の課程 2,000円」を「定時制の課程 2,000円  
広島市立広島みらい創生高等学校 1,100円」に改める。

第4条の3第3項中「第3条第5項から第8項まで（第6項ただし書を除く。）」を「第3条第3項本文、第4項及び第5項並びに第3条の2第3項」に、「同条第5項」を「同項」に改める。

第5条第1項中「若しくは休学中の者又は」を「又は休学中の者、」に改め、「保護者」の右に「その他特別の理由があると認められる者」を、「授業料」の右に「受講料、入園料若しくは入学金」を加え、「その徴収」を「これらの徴収」に改め、同条第2項中「授業料」の右に「又は受講料」を加える。

第6条中「を納入しない者」を「又は受講料を納入しない者」に改め、「出席」の右に「又は受講」を加える。

第7条中「授業料」の右に「受講料」を加える。

附則第5項を削る。

別表第2中「第3条」を「第3条の2」に改め、同表高等学校の項中「高等学校」の右に「（広島市立広島みらい創生高等学校

を除く。)」を加える。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の広島市立学校条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に徴収事由が生ずる授業料、受講料、入園料及び入学料について適用し、同日前に徴収事由が生じた授業料、入園料及び入学料については、なお従前の例による。

**規 則**

**広島市規則第44号**

平成29年7月3日

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理人に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

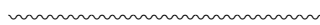
**地方自治法第152条の規定による市長の職務代理人に関する規則の一部を改正する規則**

地方自治法第152条の規定による市長の職務代理人に関する規則(昭和39年広島市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「室田哲男」を「谷史郎」に改める。

**附 則**

この規則は、平成29年7月4日から施行する。



**広島市規則第45号**

平成29年7月3日

広島市市税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

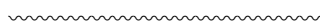
**広島市市税規則の一部を改正する規則**

広島市市税規則(昭和43年広島市規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項中「第292条第1項第8号」を「第292条第1項第9号」に改め、同表第5項第2号イ中「第292条第1項第9号」を「第292条第1項第10号」に改め、同号ウ中「控除対象配偶者又は同項第8号」を「同一生計配偶者又は同項第9号」に改める。

**附 則**

- 1 この規則は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第2項並びに第5項第2号イ及びウの規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。



**広島市規則第46号**

平成29年7月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部を改

正する規則をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

第1条 広島市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則(昭和61年広島市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第17条を第18条とし、第12条から第16条までを1条ずつ繰り下げる。

第11条の見出し及び同条中「店舗面積」を「店舗等面積」に改め、同条第1号中「又はスーパーマーケット」を「、スーパーマーケットその他の小売店舗」に改め、同条第2号中「銀行」の右に「その他の金融機関」を加え、同条を第12条とする。

第10条中「各種学校」という。)」の右に「の施設(事務所の用途に供する部分を除く。)」を加え、同条を第11条とする。

第9条を第10条とし、第2条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(施設の用途の範囲)

第2条 条例第8条第1項及び別表(ア)欄の百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗、銀行その他の金融機関及び遊技場の範囲は、次に掲げる施設(事務所の用途に供する部分を除く。)とする。

- (1) 百貨店、スーパーマーケットその他の小売店舗 小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための施設
- (2) 銀行その他の金融機関 銀行、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び無尽会社の施設(預貯金若しくは定期積金の受入れ、資金の貸付け、金銭以外の財産の給付、手形の割引又は為替取引を行うためのものに限る。)
- (3) 遊技場 まあじやん屋、ばちんこ屋、ゲームセンターその他これらに類する施設

第2条 広島市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第18条を第20条とし、第13条から第17条までを2条ずつ繰り下げる。

第12条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加え、同条を第14条とする。

- (4) 事務所 事務室及び市長がこれに類すると認める部分 第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(条例第15条第1項の規則で定める事務所)

第11条 条例第15条第1項の規則で定める事務所は、第2条各号に掲げる施設又は第13条に規定する施設の事務所

(その店舗等面積が2,000平方メートル以下のものに限る。)とする。

(自転車等駐車場の駐車区画の規模)

第12条 条例第19条第1項の自転車等駐車場の自転車等1台当たりの駐車区画の規模は、次の各号に掲げる自転車等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。ただし、自転車等の駐車に係る特殊な装置(市長が安全上支障がないと認めるものに限る。)を設ける部分については、その規格によることができる。

- (1) 自転車 幅及び奥行きが、それぞれ、0.5メートル以上及び2メートル以上であること。
- (2) 原動機付自転車 幅及び奥行きが、それぞれ、0.8メートル以上及び2メートル以上であること。
- (3) 自動二輪車 幅及び奥行きが、それぞれ、1メートル以上及び2.3メートル以上であること。

**附 則**

この規則は、平成30年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

~~~~~  
広島市規則第47号

平成29年7月14日

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

**広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する
条例の一部の施行期日を定める規則**

広島市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(平成28年広島市条例第13号)第3条の規定の施行期日は、平成29年7月18日とする。

~~~~~  
**広島市規則第48号**

平成29年7月14日

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

**広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で  
定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規  
則**

広島市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則(平成27年広島市規則第74号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第16条第4項」を「第16条第5項」に、「第29条第8項」を「第29条第9項」に改める。

第14条第1号ア中「第7号イ」を「第8号イ」に改め、同号ウ中「第7号ロ」を「第8号ロ」に改め、同条第2号中「第5

条の2第7号」を「第55条の2第1号ハ」に改める。

第15条第2号ウ中「第59条の2第1号ホ」の右に「又はへ」を加え、同号ク中「第59条の2第1号リ」を「第59条の2第1号ヌ」に改め、同号ケ中「第59条の2第1号ヲ」を「第59条の2第1号ワ」に改め、同条第6号ア中「徴収金、」を「徴収金若しくは」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号ア、ウ、ク及びケ中「第59条の2第4号」を「第59条の2第5号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号ア、ウ、ク及びケ中「第59条の2第3号」を「第59条の2第4号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号ア、ウ、ク及びケ中「第59条の2第2号」を「第59条の2第3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 子ども・子育て支援法第22条の届出に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該届出に係る小学校就学前子ども、その保護者又は当該小学校就学前子ども若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費若しくは同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給又は同法第21条の6の措置に関する情報(省令第59条の2第2号に定めるものに該当するものを除く。)

イ 当該届出に係る小学校就学前子ども、その保護者又は当該小学校就学前子ども若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第23条第1項の母子生活支援施設における保護の実施に関する情報

ウ 当該届出に係る小学校就学前子ども、その保護者又は当該小学校就学前子ども若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費若しくは同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費等給付費の支給又は同法第56条第1項の負担能力の認定若しくは同条第2項の費用の徴収(同法第27条第1項第3号の措置に係るものに限る。)に関する情報(省令第59条の2第2号に定めるものに該当するものを除く。)

エ 当該届出に係る小学校就学前子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第15条第1項の身体障害者手帳の交付に関する情報

オ 当該届出に係る小学校就学前子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報

カ 当該届出に係る小学校就学前子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報

キ 当該届出に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る市町村民税又は道府県民税に関する情報

ク 当該届出に係る小学校就学前子ども、その保護者又は当該小学校就学前子ども若しくは保護者と同一の世帯に属す

る者に係る児童扶養手当第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報（省令第59条の2第2号に定めるものに該当するものを除く。）

ケ 当該届出に係る小学校就学前子ども、その保護者又は当該小学校就学前子ども若しくは保護者と同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報（省令第59条の2第2号に定めるものに該当するものを除く。）

コ 当該届出に係る小学校就学前子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報

サ 当該届出に係る小学校就学前子どもの保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報

附 則

この規則は、平成29年7月15日から施行する。ただし、第5条第2号の改正規定は、同月26日から施行する。



広島市告示第313号

平成29年7月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、安佐南区役所農林建設部建築課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 都市計画の種類  
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）区域区分
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
広島市安佐南区伴西四丁目、伴西五丁目及び伴西町の各一部、佐伯区石内東四丁目の全部並びに石内東一丁目、石内東二丁目、石内東三丁目及び五日市町大字石内の各一部
- 3 縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局都市計画課
  - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
安佐南区役所農林建設部建築課
  - (3) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第314号

平成29年7月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課、安佐南区役所農林建設部建築課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 都市計画の種類  
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）用途地域
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
広島市安佐南区伴西四丁目、伴西五丁目及び伴西町の各一部、佐伯区石内東四丁目の全部並びに石内東一丁目、石内東二丁目、石内東三丁目及び五日市町大字石内の各一部
- 3 縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局都市計画課
  - (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
安佐南区役所農林建設部建築課
  - (3) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第315号

平成29年7月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 都市計画の種類  
広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）防火地域及び準防火地域
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
広島市佐伯区石内東一丁目、石内東三丁目、石内東四丁目及び五日市町大字石内の各一部
- 3 縦覧場所
  - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市都市整備局都市計画課
  - (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号  
佐伯区役所農林建設部建築課

広島市告示第316号

平成29年7月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
西風新都石内東地区地区計画（変更）	広島市佐伯区石内東一丁目、石内東二丁目、石内東三丁目及び石内東四丁目の全部並びに五日市町大字石内の一部

2 縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市 都市整備局 都市計画課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所 農林建設部 建築課

広島市告示第317号

平成29年7月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
西風新都石内上中地区地区計画（変更）	広島市佐伯区五日市町大字石内の一部

2 縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市 都市整備

局 都市計画課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所 農林建設部 建築課

広島市告示第318号

平成29年7月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び安佐南区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
西風新都伴割岩地区地区計画（変更）	広島市安佐南区伴西四丁目、伴西五丁目及び伴西町の各一部

2 縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市 都市整備局 都市計画課

(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号 安佐南区役所 農林建設部 建築課

広島市告示第319号

平成29年7月3日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、関係図書を広島市都市整備局都市計画課及び佐伯区役所農林建設部建築課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 都市計画の種類、名称、位置及び区域

(1) 種類

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画

(2) 名称、位置及び区域

名称	位置及び区域
西風新都石内下沖地区地区計画（変更）	広島市佐伯区五日市町大字石内の一部



2 縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市 都市整備局 都市計画課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号 佐伯区役所 農林建設部 建築課

広島市告示第320号

平成29年7月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条若しくは第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定（同法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法第53条第1項に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、介護保険法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年7月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社H&K	あいゆうサービス	広島市東区温品四丁目6番11号	訪問介護
株式会社H&K	あいゆうサービス	広島市東区温品四丁目6番11号	介護予防訪問介護
株式会社ネクサス	はるかぜ訪問看護ステーション	広島市中区舟入南一丁目10番10号横田ビル101	訪問看護及び介護予防訪問看護
株式会社キアン	レコードブック広島住吉町	広島市中区住吉町8番16号MTビル1階1号室	介護予防通所介護
株式会社ATECC	ほねつぎ介護デイサービス 緑井店	広島市安佐南区緑井三丁目15番27号	介護予防通所介護
医療法人社団長寿会	老人保健施設はたのりハビリ	広島市安芸区中野五丁目13番30号	訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

広島市告示第321号

平成29年7月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として次に掲げる者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

指定年月日 平成29年7月1日

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社キアン	レコードブック広島住吉町	広島市中区住吉町8番16号MTビル1階1号室	地域密着型通所介護
株式会社ATECC	ほねつぎ介護デイサービス 緑井店	広島市安佐南区緑井三丁目15番27号	地域密着型通所介護

広島市告示第322号

平成29年7月3日

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の3第1項に規定する指定事業者として次に掲げる者を指定したので、広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第7条第1項の規定により告示します。

指定年月日 平成29年7月1日

広島市長 松井一實

開設者 名称	施設		サービスの種類
	名称	所在地	
株式会社second house	訪問介護セカンドハウス	広島市中区東白鳥町15番1-201号	訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス
株式会社ウェルプランニング	ケアチームあんど	広島市中区舟入幸町10番23号102	訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス
メディバル有限公司	ヘルパーステーションポプリ	広島市中区江波栄町2番16号	訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス
株式会社あいりす	ヘルパーステーションあいりす	広島市中区吉島東一丁目4番12号	訪問介護サービス
株式会社H&K	あいゆうサービス	広島市東区温品四丁目6番11号	訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス
有限会社エムエヌティー	ケアセンターハルカ	広島市東区光町二丁目12番10号日宝光町ビル6F1	訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス
有限会社カイトック	コスモス訪問介護事業所	広島市南区宇品神田五丁目26番7号今徳ビル108号	訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス
株式会社広島福祉サービス	株式会社広島福祉サービス 広島南訪問介護事業部	広島市南区東雲一丁目6番18号ユーパーハイツ206	訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス
株式会社八心	あーくすけあういむい	広島市西区己斐本町一丁目23番5号	訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス

株式会社オムエル	オムエル祇園ヘルパーステーション	広島市安佐南区山本四丁目13番54号	訪問介護サービス
有限会社東洋住建	ヘルパーステーション七福神	広島市安佐北区深川六丁目6番3号	訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス
アコースアイエヌシージャパン株式会社	介護ステーションアコース	広島市佐伯区五日市中央五丁目18番7-202号	訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス
株式会社広島福祉サービス	株式会社広島福祉サービス訪問介護事業部	広島県安芸郡海田町大正町2番22号	訪問介護サービス・生活援助特化型訪問サービス
株式会社キアン	レコードブック広島住吉町	広島市中区住吉町8番16号MTビル1階1号室	1日型デイサービス
株式会社ATTECC	ほねつぎ介護デイサービス 緑井店	広島市安佐南区緑井三丁目15番27号	1日型デイサービス
医療法人社団 まりも会	デイサービスサポートひらまつ	広島市南区比治山本町11番32号	短時間型デイサービス

広島市告示第323号

平成29年7月3日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、平成27年広島市告示第355号で指定された広島農業振興地域の区域を次のとおり変更します。

なお、関係図面は、広島市経済観光局農林水産部農政課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

地域	区 域
安佐南区 沼田町旧戸山村	別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画に定められた沼田町の民有林の林班番号1から60までの区域）に該当する土地の区域を除いた区域
安佐北区 白木町	別図で紫色に着色した部分（平成11年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号28, 34, 461, 464及び官行造林地のうち大字秋山字大槌山64, 字藪山485, 字垣上山148番地の1, 大字市川字三度木山886番地〔ただし, 1, 11, 15〕の区域）、別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画に定められた白木町の民有林の林班番号20, 69, 72, 120から129まで, 132, 133, 136, 138の区域）に該当する土地の区域を除いた区域
安佐北区の狩留家町, 小河原町及び上深川町	別図で黄色に着色した部分（平成7年広島県告示第1133号〔昭和46年に指定された都市計画区域を含む。〕及び平成16年広島県告示第791号で定められた都市計画の市街化区域）、別図で紫色に着色した部分（平成11年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号34から37までの区域）、別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画に定められた

	旧高陽町の民有林の林班番号49〔ただし, 402番地から429番地まで, 431番地及び439番地〕, 52から54まで, 55〔ただし, 439番地〕, 56〔ただし, 532番地の1〕, 61, 64, 68, 70, 71〔ただし, 660番地の1から3まで及び681番地の1〕の区域）に該当する土地の区域を除いた区域
安佐北区 可部町	大字大林字洗川, 柳河, 蛇池, 弓場及び堂ヶ原に該当する土地の区域
安佐北区 安佐町	別図で黄色に着色した部分（平成16年広島県告示第791号で定められた都市計画の市街化区域）、別図で紫色に着色した部分（平成11年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号26, 49から52まで, 55から57までの区域）、別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画に定められた安佐町の民有林の林班番号5, 11から16, 23から25, 39, 55, 56, 60, 72, 75, 78, 80, 82, 84から91まで, 93, 107, 115, 116, 118, 119, 123から128まで, 136, 138, 143, 148のろ, 149のろ及び154の区域）に該当する土地の区域を除いた区域
安芸区 阿戸町	別図で紫色に着色した部分（平成11年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号554, 555, 556及び562の区域）、別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画に定められた阿戸町の民有林の林班番号1〔ただし, れ, そ及びつを除く。〕の区域）に該当する土地の区域を除いた区域
佐伯区 湯来町	別図で紫色に着色した部分（平成11年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号201から218まで, 234及び235の区域）、別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画に定められた湯来町の民有林の林班番号11, 13から17まで, 19から21まで, 26から30まで, 40, 41, 42, 43, 46から53まで, 57から59まで, 61から67まで, 77から79まで, 84, 85, 88から99まで, 102, 104から109まで, 112, 113, 115から123まで, 125から133まで, 135から138まで, 140から143まで, 146, 148から153まで, 156から175まで, 177から179まで, 189及び190の区域）、別図で黄色に着色した部分（平成23年広島市告示第241号で定められた都市計画の用途地域のうち大字伏谷字西川角43番1及び62番1を除いた区域）に該当する土地の区域を除いた区域
佐伯区 五日市町	別図で黄色に着色した部分（昭和46年広島県告示第259号, 昭和54年広島県告示第504号, 昭和62年広島県告示第184号, 平成3年広島県告示第1071号, 平成4年広島県告示第501号, 平成7年広島県告示第1133号, 平成11年広島県告示第372号, 平成12年広島県告示第876号, 平成16年広島県告示第791号, 平成21年広島県告示第334号, 平成27年広島市告示第348号及び平成29年広島市告示第313号で定められた都市計画の市街化区域）、別図で紫色に着色した部分（平成11年農林水産省訓令第2号に基づき定められた国有林の林班番号68の区域）、別図で赤色に着色した部分（平成17年広島県告示第1348号で太田川地域森林計画に定められた五日市町の民有林の林班番号2, 4から10まで, 13から17まで, 19, 21, 30から33まで, 53から56まで, 63, 71から75まで及び82の区域）、別図で青色に着色した部分（平成16年広島県告示第793号及び広島市報第238号で定められた港湾法に基づく臨港地区）に該当する土地の区域を除いた区域

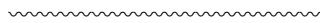
佐伯区の石内東一丁目、石内東二丁目、石内東三丁目、石内東四丁目、石内北一丁目、石内北二丁目、石内北四丁目及び石内北五丁目

別図で黄色に着色した部分（平成27年広島市告示第348号及び平成29年広島市告示第313号で定められた都市計画の市街化区域）に該当する土地の区域を除いた区域

(別図略)

附 則

この告示は、平成29年8月31日（市報発行の日）から施行する。



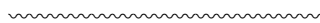
広島市告示第324号

平成29年7月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局東部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員  
戸坂連絡所  
主任 繁本 直子  
主任 吉良 典子
- 2 委任した事務  
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（戸坂連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- 3 委任年月日  
平成29年7月1日
- 4 委任期間  
平成29年7月1日から平成30年3月31日まで



広島市告示第325号

平成29年7月3日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第7号、第53条第1項第6号、第56条第1項第2号ニ及び別表第3の5の項（に）の欄の規定に基づき、広島圏都市計画区域内の用途地域の指定のない区域のうち市街化調整区域内の建築物について、容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さの限度を変更したので告示します。

なお、この関係図書は広島市都市整備局指導部建築指導課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

第52条第1項第7号の規定に基づき定める区域	第52条第1項第7号の規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち2の項から5の項までに掲げる区域を除く区域	10分の10
2 平成16年広島市告示第212号（以下「旧告示」という。）の施行の際、次の各号のいずれかに該当する区域 (1) 旧告示の施行の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地の区域で容積率が10分の10を超えている区域 (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第41条第1項の規定に基づき容積率が10分の10を超え10分の20以下と定められている区域	10分の20
3 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき容積率が10分の20を超え10分の30以下と定められている区域	10分の30
4 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき容積率が10分の30を超えて定められている区域	10分の40
5 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図2のA並びに別図3のB並びに別図4のC及びD並びに別図5のE並びに別図6のFの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき容積率を10分の20と定める区域	10分の20

第53条第1項第6号の規定に基づき定める区域	第53条第1項第6号の規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域のうち2の項から5の項に掲げる区域を除く区域	10分の5
2 旧告示の施行の際、次の各号のいずれかに該当する区域 (1) 旧告示施行の際、現に存する建築物又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の敷地の区域で建ぺい率が10分の5を超えている区域 (2) 都市計画法第41条第1項の規定に基づき建ぺい率が10分の5を超え10分の6以下と定められている区域	10分の6
3 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建ぺい率が10分の6を超えて定められている区域	10分の7
4 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図2のA並びに別図4のC及びD並びに別図5のE並びに別図6のFの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき建ぺい率を10分の6と定める区域	10分の6
5 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図3のBの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき建ぺい率を10分の7と定める区域	10分の7

第56条第1項第2号ニの規定に基づき定める区域	第56条第1項第2号ニの規定に基づき定める数値

1 市街化調整区域のうち2の項及び3の項に掲げる区域を除く区域	1.25
2 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建築物の各部分の高さの制限について「近隣商業地域に準ずる」又は「商業地域に準ずる」と定められている区域	2.5
3 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図3のB、別図4のD及び別図6のFの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき、建築物の高さの最高限度について「隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに2.5を乗じて得たもの」と定める区域	2.5

法別表第3の5の項（に）の欄の規定に基づき定める区域	法別表第3の5の項（に）の欄の規定に基づき定める数値
1 市街化調整区域うち2の項及び3の項に掲げる区域を除く区域	1.25
2 旧告示の施行の際、都市計画法第41条第1項の規定に基づき建築物の各部分の高さの制限について「近隣商業地域に準ずる」又は「商業地域に準ずる」と定められている区域	1.5
3 都市計画法第12条の4第1項の規定に基づく地区計画の区域（別図3のB、別図4のD及び別図6のFの部分に限る。）内において、同法第12条の5第7項の規定に基づき、建築物の高さの最高限度について「前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.5を乗じて得たもの」と定める区域	1.5

別図1～別図6 略

広島市告示第326号

平成29年7月4日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営大手町第一駐車場	10区画	平成29年7月21日（金）午後6時から 平成29年7月22日（土）午前4時まで

2 休止する理由

大手町第一駐車場地先のビル屋上のゴンドラ撤去作業に際し、100tレッカー車を設置する必要があるが、作業期間中当該駐車場（No.8～No.17までの10区画）への車両の入出庫が困難になるため。

広島市告示第327号

平成29年7月4日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市東区温品二丁目の46番3, 47番, 50番1, 50番2, 51番1, 51番2, 51番4, 52番1, 52番2, 52番4, 52番5, 53番1, 53番4, 東1区1134号里道, 46番3地先～52番2地先官有無地番, 46番1地先里道及び46番1地先水路
- 2 開発面積  
6,248.29㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 宇野 正晃
- 4 検査済証交付年月日  
平成29年7月4日

広島市告示第328号

平成29年7月4日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、財政局西部市税事務所出納員の事務の一部を次のとおり委任したので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた分任出納員  
井口連絡所  
臨時職員 田中 陽子
- 2 委任した事務  
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（井口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- 3 委任年月日  
平成29年7月1日
- 4 委任期間  
平成29年7月1日から同年12月31日まで

広島市告示第329号

平成29年7月6日

広島市市税条例（昭和29年広島市条例第25号）第34条の6第1項第3号の寄附金として、次の者に対する寄附金を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成29年1月1日以降に支出された当該寄附金について、広島市市税条例第34条の6第1項第3号の規定を適用する。

広島市長 松井一實

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の所在地
学校法人ノートルダム清心学園	岡山市北区伊福町二丁目16番9号

広島市告示第330号

平成29年7月7日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10第11号の規定により、次の指定地域密着型サービス事業者の指定の一部の効力（利用者の新規受入）を停止しますので、告示します。

広島市長 松井一實

指定の一部の効力停止期間	事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
平成29年8月1日～平成29年10月31日	特定非営利活動法人さわやかあ広島	さわやかあ広島白樺	安佐南区伴東一丁目25番1号	地域密着型通所介護

広島市告示第331号

平成29年7月10日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、広島市市営駐車場（広島駅新幹線口駐車場）の指定管理者を次のとおり指定したので、広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第13条第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 指定に係る公の施設  
広島市市営広島駅新幹線口駐車場
- 指定の相手方  
横浜市港北区菊名七丁目3番22号  
アマノマネジメントサービス株式会社
- 指定の期間  
平成29年10月1日から平成32年3月31日まで

広島市告示第332号

平成29年7月10日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐北区可部東三丁目の141番24の一部、141番25の一部及び141番26の一部
- 開発面積  
1,585.76㎡
- 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区新庄町5番19号

株式会社広創不動産  
代表取締役 梶田 正弘

- 4 検査済証交付年月日  
平成29年7月10日

広島市告示第333号

平成29年7月10日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市佐伯区楽々園六丁目の1065番34、1065番35及び1065番36
- 2 開発面積  
6,840.97㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市中区大手町五丁目2番22号  
株式会社Sunsハウジング  
代表取締役 八幡欣也
- 4 検査済証交付年月日  
平成29年7月10日

広島市告示第334号

平成29年7月11日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
Ⅲ-18工区  
広島市佐伯区五日市町大字石内字押入山の1816番21、1816番23、1816番24、1816番25及び2899番
- 2 開発面積  
Ⅲ-18工区 9,282.33㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市佐伯区石内北二丁目1番2号  
西広島開発株式会社  
代表取締役 下紺 秀則
- 4 検査済証交付年月日  
平成29年7月11日  
広指宅第76号

広島市告示第335号

平成29年7月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号)第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示第336号

平成29年7月12日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
有限会社七福	広島市東区戸坂惣田二丁目5-18	代表取締役 山路 英男

2 委託した期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

広島市告示第337号

平成29年7月12日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	変更年月日
(新) 島内科医院	広島市中区大手町1-5-25	平成29年4月1日
(旧) 島外科内科		
(新) エスマイル薬局県庁駅前店	広島市中区基町10-90	平成29年4月1日
(旧) オリーブ薬局県庁駅前店		
(新) エスマイル薬局プラザ店	広島市西区横川町2-7-19	平成29年5月1日
(旧) プラザ薬局		
訪問看護リハビリステーションひなた庚午	(新) 広島市西区高須1-11-19	平成29年5月1日
	(旧) 広島市西区庚午北3-16-20-203	
(新) マザー薬局中筋店	広島市安佐南区中筋2-5-20	平成29年4月1日
(旧) 水野薬局		

(新) エスマイル薬局緑井店	広島市安佐南区緑井1-5-1-202	平成29年5月1日
(旧) 緑井薬局		
(新) エスマイル薬局長楽寺店	広島市安佐南区長楽寺2-13-30	平成29年5月1日
(旧) 長楽寺薬局		

広島市告示第338号

平成29年7月12日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
小児科/アレルギー科 すがいこどもクリニック	広島市中区宝町2-1フジグラン広島4F	平成29年7月1日	平成35年6月30日
訪問ナースステーション メビウスの輪	広島市中区舟入中町5-11	平成29年2月1日	平成35年1月31日
ニチイケアセンター牛田訪問看護ステーション	広島市東区牛田本町4-2-21 倉本ビル2F	平成29年3月1日	平成30年11月30日
佐々木外科整形外科医院	広島市南区的場町2-3-9	平成29年6月1日	平成35年5月31日
カドモト医院	広島市西区横川町1-3-11	平成29年4月8日	平成35年4月7日
高見内科	広島市西区草津本町25-1	平成29年6月1日	平成35年5月31日
ソルベ薬局 草津店	広島市西区草津本町24-6	平成29年6月1日	平成35年5月31日
ひまわり薬局 天満店	広島市西区天満町14-11 1階	平成29年7月1日	平成35年6月30日
むらた眼科	広島市安佐南区西原8-1-15-202	平成29年4月1日	平成35年3月31日
なごみの郷 訪問看護ステーション	広島市安佐北区落合南二丁目26-11	平成27年3月1日	平成33年2月28日

広島市告示第339号

平成29年7月12日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関

から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

名称	所在地	休止年月日
医療法人社団 藤山内科	広島市中区東白鳥町5-2	平成29年6月1日
訪問ナースステーション メビウスの輪	広島市中区舟入中町5-11	平成29年4月30日
浅岡内科小児科医院	広島市安佐北区真亀3-3-12	平成25年4月30日

広島市告示第340号

平成29年7月12日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フジグラン緑井
- (2) 所在地 広島市安佐南区緑井一丁目1番

2 大規模小売店舗を設置する者

緑井まちづくり株式会社  
 代表取締役 吉本 泰徳  
 広島市安佐南区緑井一丁目5番1-308号  
 ほか4法人、16名

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

平成29年6月29日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間  
平成29年7月12日から同年11月13日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成29年11月13日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(別紙)

(変更前)

氏名（名称）	代表者（法人の場合）	住所	変更年月日
グリーンウェル株式会社	代表取締役 吉本 陽子	広島市安佐南区緑井三丁目25番7号	
爲重 才覚	—	名古屋市千種区自由ヶ丘一丁目4番12号	

(変更後)

氏名（名称）	代表者（法人の場合）	住所	変更年月日
グリーンウェル株式会社	代表取締役 吉本 泰徳	広島市安佐南区緑井三丁目25番7号	平成28年2月21日
爲重 才覚	—	横浜市鶴見区豊岡町4番21-507号	平成29年2月11日

広島市告示第341号

平成29年7月13日

広島市荒下土地区画整理組合（仮称）を設立しようとする者から、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項の規定により施行地区となるべき区域の公告について申請があったので、同条第2項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により次のとおり公告します。

その区域を表示する図面は、この公告の日から2週間、広島市都市整備局指導部宅地開発指導課において縦覧に供します。

なお、施行地区となるべき地区内の宅地について未登記の借地権を有する者は、この公告の日から1か月以内に広島市長に対し所定の書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

広島市長 松井 一 實

施行地区となるべき区域

所在	地 番
----	-----



安佐北区亀山南一丁目

88番6, 88番7, 88番8, 88番9, 88番10, 89番1の一部, 89番6, 89番7, 89番8, 90番1の一部, 90番4, 90番5, 111番1, 111番3, 115番1, 115番2, 116番1, 116番2, 117番1, 117番2, 117番3, 118番, 119番120番合併, 121番2, 123番1の一部, 128番, 130番131番132番合併の2, 130番1, 133番, 134番135番合併の1, 134番2, 136番1, 136番4, 136番5, 140番4の一部, 208番2, 209番2, 209番3, 210番1, 210番3, 211番, 212番, 213番1, 213番2, 214番, 215番, 216番225番合併の2, 217番218番224番合併, 219番, 220番の一部, 227番, 228番1, 228番2, 229番の一部, 230番1, 230番2の一部, 231番1, 231番2の一部, 乙232番の一部, 233番1, 234番1, 235番237番合併の1, 235番237番合併の2, 236番, 238番240番合併, 239番, 241番, 242番, 243番1, 243番2, 244番1, 244番2, 245番2, 245番3, 253番3の一部, 253番5, 253番6, 254番2, 254番3の一部, 254番4の一部, 260番1の一部, 261番1, 261番2の一部, 262番2の一部, 262番3, 262番4, 263番1, 263番2の一部, 263番3, 263番4, 263番5, 264番1, 264番2, 264番3, 265番, 266番, 267番, 268番, 269番1, 270番1, 271番1, 271番2, 271番3の一部, 272番, 273番, 274番, 275番, 276番, 277番, 278番1, 278番2の一部, 279番1, 279番2の一部, 280番, 281番1, 281番2の一部, 282番1, 282番2の一部, 284番1の一部, 285番1, 285番2の一部, 286番1, 286番2, 287番, 288番, 289番, 290番, 291番, 292番, 293番, 294番295番296番合併の1, 294番295番296番合併の2, 294番295番296番合併の3, 297番1, 297番2, 297番3の一部, 297番4の一部, 298番299番300番合併の1, 298番1, 298番2の一部, 301番の一部, 302番1, 302番2, 303番1, 303番2の一部, 307番1の一部, 307番2の一部, 308番3の一部, 308番4の一部, 309番1, 309番2, 310番3の一部, 311番2, 311番3の一部, 311番5の一部, 312番1, 312番2, 314番, 315番, 316番2, 318番, 319番1, 319番2, 321番, 322番, 323番, 324番1, 324番3の一部, 324番4の一部, 325番1の一部

安佐北区亀山南二丁目 88番2, 88番17, 88番18, 89番5, 89番10, 136番3, 254番2の一部, 254番3

広島市告示第343号

平成29年7月19日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
株式会社ニチエー	福山市南松永町二丁目19番31号	代表取締役 坂本 憲秀

2 委託した期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

広島市告示第344号

平成29年7月20日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

1 供用を開始する年月日

平成29年7月20日

2 下水を排除する区域及び排水施設の方式

別紙のとおり。

3 供用を開始する排水施設の位置

下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。

(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	西区	古江上一丁目の一部	分流
	安佐南区	中筋三丁目及び伴西二丁目の各一部	
	安佐北区	落合南五丁目の一部	
	安芸区	矢野東五丁目の一部	
	佐伯区	五日市二丁目の一部	
汚水を排除	東区	牛田南二丁目の一部	分流
	西区	新庄町及び井口一丁目の各一部	
	安佐南区	相田二丁目, 安東一丁目, 西原四丁目, 長東西一丁目及び伴東七丁目の各一部	
	安佐北区	狩留家町, 三入南二丁目及び安佐町大字久地の各一部	
雨水を排除	佐伯区	三宅三丁目, 屋代三丁目及び五日市中央六丁目の各一部	分流
		安佐南区	

広島市告示第345号

平成29年7月20日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日  
平成29年7月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。  
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	
東区	牛田南二丁目の一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
西区	新庄町、古江上一丁目及び井口一丁目の各一部	
安佐南区	中筋三丁目、相田二丁目、安東一丁目、西原四丁目、長束西一丁目、伴東七丁目及び伴西二丁目の各一部	
安佐北区	狩留家町、落合南五丁目、三入南二丁目及び安佐町大字久地の各一部	
佐伯区	三宅三丁目、屋代三丁目、五日市中央六丁目及び五日市二丁目の各一部	
安芸区	矢野東五丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第346号

平成29年7月20日

農業集落排水処理施設の供用を次のとおり開始するので、広島市下水道条例(昭和47年広島市条例第96号)第33条第2項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日  
平成29年7月20日
- 2 汚水を排除し、及び処理する区域並びに排水処理施設の名称

汚水を排除し、及び処理する区域	排水処理施設の名称
安佐南区大字阿戸及び安佐南区大字吉山の各一部	戸山農業集落排水処理施設
安佐北区白木町大字三田の一部	下三田農業集落排水処理施設

広島市告示第347号

平成29年7月20日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市の事業ごみに係る固形状一般廃棄物処分手数料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者

名称	住所	代表者
株式会社カインズ	埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号	代表取締役 土屋 裕雅

- 2 委託した期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

広島市告示第348号

平成29年7月21日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第50条第1項第4号、第5号及び第9号の規定に基づき、次のとおり指定居宅介護等事業者の指定を取り消しますので、告示します。

広島市長 松井一實

指定取消年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
平成29年8月21日	一般社団法人 きっかけサポートセンターであい	きっかけサポートセンターであい	広島市安佐南区相田五丁目24番12-5号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護

広島市告示第349号

平成29年7月21日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
広島平和クリニック	広島市中区河原町1-31	平成29年7月1日	平成35年6月30日
広島市精神保健福祉センター	広島市中区富士見町11-27	平成29年7月1日	平成35年6月30日
中国電力株式会社 中電病院	広島市中区大手町3-4-27	平成29年7月1日	平成35年6月30日
中国電力株式会社 中電病院	広島市中区大手町3-4-27	平成29年7月1日	平成35年6月30日
ウォンツ地下街 シャレオ薬局	広島市中区基町地下街105	平成29年7月1日	平成35年6月30日
医療法人てっせん会 秋本外科医院	広島市南区的場町1-7-21	平成29年7月1日	平成35年6月30日
県立広島病院	広島市南区宇品神田1-5-54	平成29年7月1日	平成35年6月30日

県立広島病院	広島市南区宇品 神田1-5-54	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
晴気薬局	広島市南区翠1 -10-36	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
ひまわり薬局	広島市南区比治 山本町16-35	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
炭田内科胃腸科 病院	広島市西区三篠 町3-5-20	平成29年7 月11日	平成35年7 月10日
庚午のぞみ薬局	広島市西区庚午 北2-7-10	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
㈱福井薬局	広島市西区三篠 町2-11-6	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
土谷訪問看護ス テーション西広 島	広島市西区己斐 本町2-6-6	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
頼島産婦人科病 院	広島市安佐南区 西原5-11-18	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
クローバー薬局	広島市安佐南区 川内6-27-25	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
土谷訪問看護ス テーション大町	広島市安佐南区 大町東2-7-24	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
長久堂野村病院	広島市安佐北区 可部南4-17-30	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
あと・クリニック	広島市安芸区阿 戸町485-1	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
宮本歯科医院	広島市安芸区船 越南2-20-18	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
中村内科医院	広島市佐伯区美 鈴が丘西1-1-1	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
はなみずき歯科 医院	広島市佐伯区千 同1-19-26	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日

広島市告示第350号

平成29年7月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日	指定有効期限
光山歯科医院	広島市中区舟入 幸町7-14	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
荒川歯科	広島市中区袋町 6-53	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日

水入歯科医院	広島市中区三川 町1-18ヒロ シマパーキング 1F	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
きむら歯科	広島市東区中山 西2-6-15	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
池庄司整形外科 医院	広島市南区段原 日出2-11-4	平成29年7 月19日	平成35年7 月18日
よしの歯科クリ ニック	広島市西区己斐 本町3-5-14	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
大谷歯科医院	広島市西区天満 町18-11	平成29年7 月20日	平成35年7 月19日
田中歯科医院	広島市西区観音 新町1-5-17	平成29年7 月22日	平成35年7 月21日
大中医院	広島市安佐南区 沼田町大字阿戸 2811-1	平成29年7 月18日	平成35年7 月17日
あおば歯科	広島市安佐南区 祇園5-3-8	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
みやもと薬局	広島市安佐南区 川内6-42-24	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
井上歯科医院	広島市安佐北区 安佐町大字飯室 4048-2	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
おかのぶ歯科	広島市安佐北区 亀山7-1-7	平成29年7 月1日	平成35年6 月30日
浜田医院	広島市安芸区矢 野東2-31-10	平成29年7 月13日	平成35年7 月12日

広島市告示第351号

平成29年7月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
基町診療所	広島市中区基町18- 2-1	平成29年5月 30日
りりーふ薬局	広島市中区十日市町1 -2-18	平成29年6月1 日
佐々木外科整形外科 医院	広島市南区的場町2- 3-9	平成29年6月1 日
つばさ往診クリニッ ク	広島市西区己斐上2- 56-7	平成29年5月1 日
カドモト医院	広島市西区横川町1- 3-11	平成29年4月8 日

高見内科	広島市西区草津南1-7-10	平成29年6月1日
たかみクリニック	広島市西区草津南1-7-10	平成29年6月1日
あいはら小児科医院	広島市安佐北区口田1-8-17	平成29年6月1日
行武歯科医院	広島市安芸区矢野西1-3-2	平成29年6月1日

広島市告示第352号

平成29年7月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から指定辞退の届出があったので、生活保護法第55条の3第3号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	辞退年月日
からさき歯科医院	広島市西区庚午北2-11-20フィネスヒロタ1F	平成29年7月1日
日本製鋼所広島製作所診療所	広島市安芸区船越南1-6-1	平成29年6月30日
阿部歯科医院	広島市安芸区中野5-3-40レジデンス中野1F	平成27年6月30日

広島市告示第353号

平成29年7月21日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専門の場合は施術者の住所)		
藤本寛嗣	広島鍼灸治療センター	広島市佐伯区観音台一丁目29-2	はり・きゅう	平成29年4月4日

広島市告示第354号

平成29年7月25日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条及び第11条の規定に基づき、路外駐車場の休止を次のとおり

告示します。

広島市長 松井一實

1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営鷹野橋駐車場	2区画	平成29年7月31日(月)午前8時から 平成29年10月31日(火)午後5時まで

2 休止する理由

鷹野橋職員会館の空調設備改修工事のため。

広島市告示第355号

平成29年7月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第356号

平成29年7月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専門の場合は施術者の住所)		
火村耕三	まどか整骨院	広島市安佐南区山本一丁目24-16	柔道整復	平成29年4月21日

広島市告示第357号

平成29年7月27日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		
今別府敏	一(出張專業)	広島市中区昭和町5-24	あん摩・マッサージ はり・きゅう	平成29年 4月1日

広島市告示第358号

平成29年7月27日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		
森脇大輔	サンウッド鍼灸整骨院	広島市安佐南区西原三丁目16-22-101	はり・きゅう	平成29年 5月25日

広島市告示第359号

平成29年7月27日

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合 は施術者の住所)		
中林陽太	太陽鍼灸接骨院	広島市西区草津浜町12-21	柔道整復 はり・きゅう	平成29年 4月1日

広島市告示第360号

平成29年7月28日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第171条第4項の規定に基づき、会計管理者の事務の一部を次のとおり委任するので

告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受ける出納員  
市民局市民活動推進課  
課長 市岡 泰三
- 2 委任する事務  
ヒロシマピースキャンプ2017に係るキャンプサイト利用料の収納事務  
ヒロシマピースキャンプ2017に係るテント利用料の収納事務
- 3 委任年月日  
平成29年8月4日
- 2 委任期間  
平成29年8月4日から同月7日まで

広島市告示第361号

平成29年7月31日

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社メデイカルケア	ヘルパーステーション優	広島市安佐北区可部南二丁目14番14号	平成29年 7月31日	訪問介護
株式会社メデイカルケア	訪問看護優	広島市安佐北区可部南二丁目14番14号	平成29年 7月31日	訪問看護
株式会社セフィロト	デイサービスセンター結	広島市安佐北区口田南一丁目7番39-8号	平成29年 7月31日	介護予防通所介護

広島市告示第362号

平成29年7月31日

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項又は第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号又は第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		

有限会社ビースフル	海老園はなみずき	広島市佐伯区海老園一丁目7番21号	平成29年7月31日	認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
-----------	----------	-------------------	------------	----------------------------

株式会社セフトイロト	デイサービスセンター結	広島市安佐北区口田南一丁目7番39-8号	平成29年7月31日	1日型デイサービス
社会福祉法人正仁会	なごみの郷通所介護事業所	広島市安佐北区落合南町196番1	平成29年7月31日	1日型デイサービス

広島市告示第363号

平成29年7月31日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社コスモケア・エナジー	エナジー居宅介護支援事業所	広島市東区矢賀四丁目9番5号	平成29年7月31日	居宅介護支援

広島市告示第364号

平成29年7月31日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社そわか	訪問介護事業所そわか	広島市西区古江西町21番1号レジデンス古江1階	平成29年7月31日	訪問介護サービス
特定非営利活動法人さわやかライフレクラブ	すみれ訪問介護事業所	広島市安佐北区落合南一丁目23番3号	平成29年7月31日	訪問介護サービス
医療法人のぞみ	訪問介護ステーションやまびこ	広島市安芸区瀬野三丁目12番35号	平成29年7月31日	訪問介護サービス
医療法人社団一陽会	クローバーヘルパーステーション	広島市佐伯区楽々園三丁目14番3号	平成29年7月31日	訪問介護サービス
特定非営利活動法人サンピアゆき	湯来町サンピア訪問介護事業所	広島市佐伯区湯来町大字和田333番地広島市湯来福祉会館内	平成29年7月31日	訪問介護サービス

広島市告示第365号

平成29年7月31日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實

- 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）  
別紙のとおり
- 変更期間  
平成29年8月1日から平成30年3月31日まで
- 変更理由  
浴槽・風呂釜設置

(別紙)

【変更後の家賃額】

住宅名	種別	構造	建設年度	利便性係数 (改善による変動)	近傍同種家賃 (家賃限度額)	本来家賃(月額)										単位:円						
						政令月取										259,001 )						
						0 )	104,001 )	123,001 )	139,001 )	158,001 )	186,001 )	214,001 )	259,001 )									
戸坂東海第二十三アパート403号	公営住宅	中層耐火	昭和45年	0.8346	21,900	13,200	15,300	17,500	19,700	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	21,900	259,001 )	
戸坂東海第二十六アパート103号	公営住宅	中層耐火	昭和45年	0.8084	20,300	11,900	13,700	15,700	17,700	20,200	20,300	20,300	20,300	20,300	20,300	20,300	20,300	20,300	20,300	20,300	20,300	259,001 )
牛田早稲田住宅5号棟101号	公営住宅	中層耐火	昭和55年	0.8613	40,400	21,200	24,500	28,000	31,600	36,100	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	259,001 )
牛田早稲田住宅7号棟102号	公営住宅	中層耐火	昭和55年	0.8613	40,400	21,200	24,500	28,000	31,600	36,100	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	40,400	259,001 )
霞第A-1住宅104号	コミュニティ	高層耐火	昭和53年	0.8967	53,900	20,500	23,600	27,000	30,500	34,900	40,200	47,100	53,900									259,001 )
霞第A-1住宅209号	コミュニティ	高層耐火	昭和54年	0.8967	55,400	20,800	24,000	27,500	31,000	35,400	40,900	47,900	55,200									259,001 )
霞第A-2住宅809号	コミュニティ	高層耐火	昭和57年	0.8967	58,800	21,800	25,200	28,800	32,500	37,100	42,800	50,200	57,800									259,001 )
霞第A-4住宅205号	コミュニティ	高層耐火	昭和56年	0.8924	40,300	14,700	17,000	19,500	22,000	25,100	29,000	33,900	39,100									259,001 )
霞第A-4住宅412号	コミュニティ	高層耐火	昭和56年	0.8924	57,400	21,400	24,700	28,200	31,800	36,400	42,000	49,200	56,700									259,001 )
福島第二十六アパート403号	公営住宅	中層耐火	昭和47年	0.8847	30,700	13,600	15,700	18,000	20,300	23,200	26,800	30,700	30,700									259,001 )
南観音南第四アパート502号	公営住宅	中層耐火	昭和58年	0.8673	44,600	22,500	26,000	29,800	33,600	38,300	44,300	44,600	44,600									259,001 )
南観音南第六アパート503号	公営住宅	中層耐火	昭和59年	0.8673	47,800	24,200	28,000	32,000	36,100	41,200	47,600	47,800	47,800									259,001 )
新庄第三アパート54号	公営住宅	中層耐火	昭和41年	0.8559	16,900	10,100	11,700	13,400	15,100	16,900	16,900	16,900	16,900									259,001 )
庚午南住宅17号棟302号	公営住宅	中層耐火	昭和62年	0.8874	55,800	28,700	33,100	37,900	42,700	48,800	55,800	55,800	55,800									259,001 )
庚午南住宅20号棟301号	公営住宅	中層耐火	昭和62年	0.8874	53,600	27,500	31,700	36,300	40,900	46,800	53,600	53,600	53,600									259,001 )
庚午南住宅24号棟402号	公営住宅	中層耐火	昭和63年	0.8874	51,200	28,100	32,400	37,100	41,800	47,800	51,200	51,200	51,200									259,001 )
庚午南住宅27号棟302号	公営住宅	中層耐火	昭和62年	0.8874	53,600	27,500	31,700	36,300	40,900	46,800	53,600	53,600	53,600									259,001 )
庚午南アパート2号棟105号	公営住宅	耐火二階建	昭和44年	0.8963	21,300	11,500	13,300	15,200	17,100	19,600	21,300	21,300	21,300									259,001 )
庚午南アパート2号棟206号	公営住宅	耐火二階建	昭和44年	0.8963	21,300	11,500	13,300	15,200	17,100	19,600	21,300	21,300	21,300									259,001 )
鈴が峰東第八アパート202号	公営住宅	中層耐火	昭和53年	0.841	43,400	19,800	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	43,400	43,400									259,001 )
鈴が峰東第十八アパート301号	公営住宅	中層耐火	昭和53年	0.841	46,400	21,200	24,500	28,000	31,600	36,200	41,700	46,400	46,400									259,001 )
鈴が峰西第十アパート502号	公営住宅	中層耐火	昭和52年	0.8471	44,500	18,700	21,600	24,700	27,800	31,800	36,700	43,000	44,500									259,001 )
鈴が峰南第二アパート504号	公営住宅	中層耐火	昭和54年	0.8548	38,800	20,200	23,300	26,600	30,000	34,300	38,800	38,800	38,800									259,001 )
八幡住宅204号	公営住宅	中層耐火	昭和52年	0.8513	37,700	17,500	20,200	23,100	26,100	29,800	34,400	37,700	37,700									259,001 )
千同住宅9号棟11号	公営住宅	簡易耐火二階建	昭和43年	0.8562	14,000	11,400	13,200	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000									259,001 )
千同住宅12号棟8号	公営住宅	簡易耐火二階建	昭和43年	0.8562	14,000	11,400	13,200	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000									259,001 )
坪井住宅3号棟404号	公営住宅	中層耐火	昭和46年	0.8511	21,200	12,900	14,900	17,000	19,200	21,200	21,200	21,200	21,200									259,001 )
皆賀住宅1号棟204号	公営住宅	中層耐火	昭和47年	0.8541	24,600	14,700	16,900	19,400	21,900	24,600	24,600	24,600	24,600									259,001 )
皆賀住宅3号棟306号	公営住宅	中層耐火	昭和49年	0.8513	26,800	15,100	17,500	20,000	22,600	25,800	26,800	26,800	26,800									259,001 )

【収入超過者の家賃】

本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によって算出した金額を加算した額。(本来家賃+(近傍同種家賃-本来家賃)×割増率)

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—



広島市告示(中区)第164号

平成29年7月10日

公 告

下記の物件を拾得した旨、水難救護法第24条により届け出がありましたので同法25条に基づき公告します。

心当たりの方は、広島市中区役所建設部維持管理課まで申し出てください。

広島市長 松井一實
(中区役所建設部維持管理課)

Table with columns: 拾得物件, 品目, 数量, 内訳 (長さ, 幅), 拾得場所, 拾得年月日. Row 1: ボート, 1艇, 5.55m, 1.58m, 広島市中区白島北町19番沖, 平成29年7月7日

広島市告示(中区)第165号

平成29年7月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第166号

平成29年7月11日

相生自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、6月28日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第167号

平成29年7月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第168号

平成29年7月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第169号

平成29年7月19日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分出納員
中区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)
日直員 田原 道子
2 委任させた事務
住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納(区役所時間外窓口の収納に限る。)
3 委任年月日
平成29年7月1日
4 委任期間
平成29年7月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(中区)第170号

平成29年7月20日

公 告

下記敷地内にあるビワの木等植栽は、道路上に出でおり、道路の管理及び道路の交通の支障となるので、所有者又は管理者は、平成29年8月4日までに速やかに剪定されたい。

なお、期限までに剪定されない場合には、広島市において処置します。

広島市長 松井一實
(中区役所建設部維持管理課)

記

以上

所在地 広島市中区舟入南四丁目10番15号

広島市告示(中区)第171号

平成29年7月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第172号

平成29年7月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第173号

平成29年7月25日

基町自転車等駐車場及び広島バスセンター西自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第174号

平成29年7月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第175号

平成29年7月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第176号

平成29年7月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、

保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第177号

平成29年7月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第178号

平成29年7月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第179号

平成29年7月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第180号

平成29年7月28日

小町第2自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(中区)第181号

平成29年7月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第182号

平成29年7月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第183号**

平成29年7月28日

東新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月15日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第184号

平成29年7月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第185号**

平成29年7月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

**広島市告示（中区）第186号**

平成29年7月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第187号

平成29年7月31日

西新天地自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、7月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第188号**

平成29年7月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第189号

平成29年7月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第190号**

平成29年7月31日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、下記のとおりに敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定等を行いましたので、同条第8項に基づき告示します。

この関係図書は、中区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

- 1 対象区域の名称 基町アパート
- 2 対象区域の位置 広島市中区基町1-3外23筆
- 3 認定番号 第H29認定通知広島市建10001号
- 4 認定年月日 平成29年7月31日
- 5 対象区域及びその区域内の建築物等の概要  
別紙認定計画書による。

別紙 略

広島市告示(東区)第61号

平成29年7月3日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年7月3日から同月18日まで東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道東2区136号線	東区戸坂大上一丁目1710番地2地先から東区戸坂大上一丁目1709番地1地先まで	旧	4.3m ～ 7.8m	30.1m
		新	4.3m ～ 8.4m	

広島市告示(東区)第62号

平成29年7月3日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

この関係図面は、平成29年7月3日から同月18日まで東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道東2区136号線	東区戸坂大上一丁目1710番地2地先から東区戸坂大上一丁目1709番地1地先まで	平成29年7月3日

広島市告示(東区)第63号

平成29年7月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第64号

平成29年7月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第65号

平成29年7月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第66号

平成29年7月21日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

この関係図面は、平成29年7月21日から同年8月4日まで東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道東3区129号線	東区矢賀四丁目292番地4地先から東区矢賀四丁目299番地6地先まで	平成29年7月21日

広島市告示(東区)第67号

平成29年7月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第68号

平成29年7月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市

条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(南区)第98号

平成29年7月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第99号

平成29年7月4日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年7月4日から同月18日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	変更区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
市道	南2区30号線	南区堀越三丁目1670番10地先から 南区堀越三丁目1670番11地先まで	旧	メートル 2.58 ～ 2.63	メートル 17.10
			新	メートル 3.30 ～ 3.33	メートル 17.10
市道	南2区58号線	南区堀越三丁目1670番10地先から 南区堀越三丁目1670番8地先まで	旧	メートル 1.73 ～ 2.53	メートル 29.30
			新	メートル 2.85 ～ 3.13	メートル 29.30

広島市告示(南区)第100号

平成29年7月4日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年7月4日から同月18日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日

市道	南2区30号線	南区堀越三丁目1670番10地先から 南区堀越三丁目1670番11地先まで	平成29年7月4日
市道	南2区58号線	南区堀越三丁目1670番10地先から 南区堀越三丁目1670番8地先まで	平成29年7月4日

広島市告示(南区)第101号

平成29年7月7日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の2第1項の規定に基づき、一つの敷地とみなすこと等による下記の一団地を認定しました。

この関係図書は、広島市南区役所建設部建築課において、一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

- 申請者  
国立大学法人 広島大学 学長 越智 光夫
- 一団地の名称  
広島大学霞団地
- 一団地の区域  
広島市南区霞一丁目2番1の一部
- 認定番号  
第H29認定通知広島市建30001号
- 認定年月日  
平成29年7月7日

広島市告示(南区)第102号

平成29年7月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第103号

平成29年7月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第104号

平成29年7月12日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、南区役所建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号  
第1号
- 2 指定年月日  
平成29年7月12日
- 3 路線名  
都市計画道路東雲大州線
- 4 道路の位置  
区間 起点 南区大州一丁目162-103  
終点 南区大州一丁目162-105
- 5 道路の幅員  
25.0m
- 6 道路の延長  
区間 23.0m

~~~~~  
広島市告示(南区)第105号

平成29年7月14日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第106号**

平成29年7月14日

広島市広島駅南口第三自転車等駐車場・広島市広島駅南口第二自転車等駐車場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、7月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示(南区)第107号

平成29年7月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第108号**

平成29年7月19日

天神川南駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等につ

いては、7月18日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~  
広島市告示(南区)第109号

平成29年7月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第110号**

平成29年7月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示(南区)第111号

平成29年7月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示(南区)第112号**

平成29年7月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
広島市告示(西区)第58号

平成29年7月3日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成29年7月3日から同年7月18日まで、広島市西区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等 | 所在(起点及び終点) |
|----|-------------------------|------------------------------------|
| 新 | K3-D-4
71-6-8
号水路 | 己斐上一丁目458番1地先から
己斐上一丁目458番1地先まで |
| 旧 | K3-D-4
71-6-8
号水路 | 己斐上一丁目458番3地先から
己斐上一丁目458番1地先まで |

広島市告示(西区)第59号

平成29年7月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第60号

平成29年7月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第61号

平成29年7月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第62号

平成29年7月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第63号

平成29年7月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により

告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第64号

平成29年7月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第65号

平成29年7月25日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年7月25日から同年8月24日まで広島市西区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 |
|-------|----------|------------------------------------|-----|--------------------------|--------------|
| 市道 | 西3区433号線 | 己斐中三丁目491番1地先から
己斐中三丁目491番1地先まで | 旧 | メートル
288
～
1450 | メートル
1.20 |
| | | | 新 | メートル
288
～
1450 | メートル
1.20 |

広島市告示(西区)第66号

平成29年7月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第67号

平成29年7月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示（安佐南区）第80号

平成29年7月4日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年7月4日から同年7月19日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 新旧別 | 幅員(m) | 延長(m) |
|-------|------------|--|-----|---------------------|--------|
| 市道 | 安佐南3区263号線 | 広島市安佐南区祇園三丁目548番17地先から
広島市安佐南区祇園三丁目548番78地先まで | 旧 | 4.40
～
7.50 | 101.40 |
| | | | 新 | 10.50
～
10.50 | 101.40 |
| | 安佐南3区264号線 | 広島市安佐南区祇園三丁目548番14地先から
広島市安佐南区祇園三丁目548番20地先まで | 旧 | 3.65
～
3.81 | 67.56 |
| | | | 新 | 4.82
～
4.90 | 67.56 |

広島市告示（安佐南区）第81号

平成29年7月4日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年7月4日から同年7月19日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 供用開始の期日 |
|-------|------------|--|-----------|
| 市道 | 安佐南3区263号線 | 広島市安佐南区祇園三丁目548番17地先から
広島市安佐南区祇園三丁目548番78地先まで | 平成29年7月4日 |
| | | 広島市安佐南区祇園三丁目548番14地先から
広島市安佐南区祇園三丁目548番20地先まで | |

広島市告示（安佐南区）第82号

平成29年7月4日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年7月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等について

は処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第83号

平成29年7月5日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第10号
- 2 指定年月日 平成29年7月5日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区山本四丁目の213番1の一部、214番3の一部及び215番3の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.85～5.00メートル
延長 41.75メートル

広島市告示（安佐南区）第84号

平成29年7月5日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第9号
- 2 指定年月日 平成29年7月5日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区高取北一丁目の396番3、396番4、397番1の一部及び397番5
- 4 幅員及び延長 幅員 4.40～5.90メートル
延長 34.92メートル

広島市告示（安佐南区）第85号

平成29年7月6日

道路の区域を次のように変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年7月6日から同年7月21日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 新旧別 | 幅員(m) | 延長(m) |
|-------|-----|------|-----|-------|-------|
|-------|-----|------|-----|-------|-------|

| | | | | | |
|----|----------|--|---|---------------------|------|
| 市道 | 安佐南1区5号線 | 広島市安佐南区八木八丁目792番1地先から広島市安佐南区八木八丁目780番2地先まで | 旧 | 3.90
～
3.90 | 5.00 |
| | | | 新 | 10.40
～
11.60 | |

広島市告示(安佐南区)第86号

平成29年7月6日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年7月6日から同年7月21日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 変更区間 | 供用開始の期日 |
|-------|----------|--|-----------|
| 市道 | 安佐南1区5号線 | 広島市安佐南区八木八丁目792番1地先から広島市安佐南区八木八丁目780番2地先まで | 平成29年7月6日 |

広島市告示(安佐南区)第87号

平成29年7月6日

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定します。

なお、関係図面は、平成29年7月6日から同年7月21日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 道路の種類 | 路線名 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 |
|-------|------------|--------------|----------------|
| 市道 | 安佐南3区589号線 | メートル
9.10 | メートル
175.10 |
| | | 18.60 | |

広島市告示(安佐南区)第88号

平成29年7月11日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年7月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第89号

平成29年7月24日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年7月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐南区)第90号

平成29年7月26日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第11号
- 2 指定年月日 平成29年7月26日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区伴東四丁目の6782番1及び6782番2
- 4 幅員及び延長 幅員 4.30メートル
延長 34.95メートル

広島市告示(安佐南区)第91号

平成29年7月26日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のように指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第12号
- 2 指定年月日 平成29年7月26日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内一丁目の1032番1の一部及び1033番1の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.20メートル
延長 31.40メートル

広島市告示(安佐北区)第50号

平成29年7月19日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成29年7月19日から同年8月2日まで、広島市安佐北区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 新旧別 | 路線名等 | 所在(起点及び終点) |
|----|-----|--------------|--|
| 里道 | 旧 | 安佐北3区1501号里道 | 安佐北区可部町大字桐原字杉之原1243番地先から
安佐北区可部町大字桐原字杉之原1245番2地先まで |
| | 新 | 安佐北3区1501号里道 | 安佐北区可部町大字桐原字杉之原1245番2地先から
安佐北区可部町大字桐原字杉之原1245番2地先まで |

広島市告示(安佐北区)第51号

平成29年7月28日

都市計画法(昭和43年法律第100号)による事業計画のある次の道路を、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号に規定する道路と指定しました。

この関係書類は、安佐北区役所農林建設部建築課にて一般縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第3号
- 2 指定年月日 平成29年7月28日
- 3 路線名 3・4・741号 高陽可部線
- 4 指定区間 (起点) 安佐北区可部南五丁目1750番2地先
(終点) 安佐北区可部南五丁目1746番4地先
- 5 幅員 16m
- 6 延長 80m

広島市告示(安佐北区)第52号

平成29年7月28日

可部駅東口駐輪場、可部駅西口駐輪場、及び安芸矢口駅駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年7月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第53号

平成29年7月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第57号

平成29年7月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安芸区)第58号

平成29年7月18日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、7月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(安芸区)第59号

平成29年7月21日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成24年5月1日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したみどり坂町内会(代表者 山下 昭)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

記

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

倉岡 弘至

広島市安芸区瀬野西二丁目22番23号

広島市告示(佐伯区)第93号

平成29年7月3日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第94号

平成29年7月3日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年7月1日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第95号

平成29年7月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第96号

平成29年7月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第97号

平成29年7月13日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年7月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第98号

平成29年7月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第99号

平成29年7月24日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年7月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第100号

平成29年7月26日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のとおり設置します。

その関係図面は、平成29年8月9日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

記

| 公園名称 | 所在地 | 供用開始の期日 | 区域 |
|---------|-------------------|------------|--------|
| 五日市第三公園 | 広島市佐伯区五日市二丁目210番4 | 平成29年7月26日 | 別図のとおり |

別図 略

広島市告示(佐伯区)第101号

平成29年7月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年7月27日から同年8月10日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名 | 変更区間 | 旧新別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 |
|-------|----------|--|-----|---------------------------|--------------|
| 市道 | 佐伯1区90号線 | 佐伯区五日市町大字石内字有井3934番3地先から佐伯区五日市町大字石内字有井3934番3地先まで | 旧 | メートル
5.30
～
6.00 | メートル
5.00 |
| | | | 新 | メートル
5.30
～
6.20 | メートル
5.00 |

広島市告示(佐伯区)第102号

平成29年7月27日

道路の供用を次のよう開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年7月27日から同年8月10日まで広島市佐伯区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供しません。

広島市長 松井一實

| 路線の種類 | 路線名 | 供用開始 | 供用開始の期日 |
|-------|----------|--|------------|
| 市道 | 佐伯1区90号線 | 佐伯区五日市町大字石内字有井3934番3地先から佐伯区五日市町大字石内字有井3934番3地先まで | 平成29年7月27日 |

広島市告示（佐伯区）第103号

平成29年7月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（佐伯区）第104号

平成29年7月31日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

選管告示

広島市選挙管理委員会告示第3号

平成29年7月26日

広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

広島市選挙管理委員会
委員長 二國則昭

広島市公職選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

広島市公職選挙事務取扱規程（昭和55年広島市選挙管理委員会告示第17号）の一部を次のように改正する。

目次中、「第178条」を「第177条の2」に改める。

第8条の見出し中「日の変更」を「を行う日」に改める。

第9条の見出し中「日等」を「の基準日」に改める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第11条の見出し中「異議」を「選挙人名簿の登録に関する異議」に改め、同条第1項中「選挙人名簿」の右に「の登録」を加える。

第17条（見出しを含む。）中「選挙人名簿」の右に「の」を加える。

第18条の見出し中「登録者」を「に登録されている選挙人の」に改める。

第18条の3を次のように改める。

第18条の3 削除

第18条の4第1項中「において準用する法第24条第1項」を削り、「在外選挙人名簿」の右に「の登録」を加え、同条第2項中「第1項」を「第2項」に改める。

第18条の8（見出しを含む。）中「在外選挙人名簿」の右に「の」を加える。

第18条の9の見出し中「登録者」を「に登録されている選挙人の」に改める。

第64条の見出し中「投票」の右に「投票録及び開票録」を加え、同条第1項中「投票等」を「投票、投票録及び開票録（以下「投票等」という。）」に改め、「容器」の右に「等」を加え、同条第2項中「投票」の右に「等」を加え、「焼却等」を「焼却その他の方法」に改める。

第71条の次に次の1条を加える。

（選挙録その他関係書類の処分）

第71条の2 市の委員会及び区の委員会は、法第83条第2項及び同条第3項の規定による選挙録その他関係書類の保存期間が終了したときは、焼却その他の方法により廃棄処分しなければならない。

2 市の委員会及び区の委員会は、令第86条第1項の規定による選挙会に関する書類の保存期間が終了したときは、焼却その他の方法により廃棄処分しなければならない。

第159条の次に次の1条を加える。

（報告書の処分）

第159条の2 市の委員会は、法第192条第3項の規定による報告書の保存期間が終了したときは、焼却その他の方法により廃棄処分しなければならない。

第3章第2節中第178条の前に次の1条を加える。

（縦覧場所の告示）

第177条の2 漁法第89条第5項後段の規定による告示は、別記第170号様式に準じてしなければならない。

第178条及び第179条（見出しを含む。）中「海区漁業調整委員会委員」を「海区漁業調整委員会」に改める。

第180条中「第10条」を削る。

別記目次中「第5号様式 定時登録日の変更告示」を「第5号様式 定時登録を行う日の告示」に、「第6号様式 選挙時登録日等の告示」を「第6号様式 選挙時登録の基準日の告示」に、「第7号様式 縦覧場所の告示」を「第7号様式 削除」に、「第8号様式 選挙人名簿に関する異議申出書」を「第8号様式 選挙人名簿の登録に関する異議申出書」に、「第10号様式 選挙人名簿に登録すべき者等の決定の修正告示」を「第10号様式

式 選挙人名簿に登録すべき者等の決定の修正の告示」に、「第17号様式 選挙人名簿再調製の告示」を「第17号様式 選挙人名簿の再調製の告示」に、「第18号様式 選挙人名簿登録者数の報告」を「第18号様式 選挙人名簿に登録されている選挙人の数の報告」に、「第18号様式の3 在外選挙人名簿に係る縦覧場所の告示」を「第18号様式の3 削除」に、「第18号様式の6 在外選挙人名簿に登録すべき者等の決定の修正告示」を「第18号様式の6 在外選挙人名簿に登録すべき者等の決定の修正の告示」に、「第18号様式の11 在外選挙人名簿再調製の告示」を「第18号様式の11 在外選挙人名簿の再調製の告示」に、「第18号様式の12 在外選挙人名簿登録者数の報告」を「第18号様式の12 在外選挙人名簿に登録されている選挙人の数の報告」に、

「第168号様式から第170号様式まで 削除
 を、
 171号様式 選挙人名簿に関する異議申出書」
 「第168号様式及び第169号様式 削除
 170号様式 縦覧場所の告示 に改め
 171号様式 選挙人名簿の登録に関する異議申出書」
 る。

別記第5号様式の見出し中「日の変更」を「を行う日の」に改め、同様式中「ただし書」を「本文」に改め、「規定により、」の右に「登録月の1日の直後の地方公共団体の休日以外の日となる」を加え、「登録の」を「登録を行う」に改め、同様式を同様式その1とし、同様式その1の次に次の1様式を加える。

その2

広島市何区選挙管理委員会告示第何号
 平成何年何月何日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項ただし書の規定により、同項本文に規定する選挙人名簿の登録を行う日を、次のとおり変更します。

広島市何区選挙管理委員会
 委員長 氏名

登録を行う日 平成何年何月何日

別記第6号様式の見出し中「日等」を「の基準日」に改め、同様式中「第2項」を「第3項」に、「基準日」という。）、「登録の日及び縦覧期間」を「の基準日」という。）に、

- 「1 登録基準日 平成何年何月何日。ただし、年齢については、選挙期日より算定する。 を、
 2 登録の日 平成何年何月何日
 3 縦覧期間 平成何年何月何日 』
 「登録の基準日 平成何年何月何日。ただし、年齢については、選挙期日より算定する。 』に改める。

別記第7号様式を次のように改める。
 第7号様式 削除

別記第8号様式の見出し中「選挙人名簿」の右に「の登録」を加え、同様式中「選挙人名簿に」を「選挙人名簿の登録に」に、「する」を「行う」に改める。

別記第10号様式の見出し中「修正」の右に「の」を加え、同様式中

| | | | |
|--|---|---|-------|
| 「選挙人名簿登録
(抹消) 年月日

_____」 | を | 「選挙人名簿登録
(抹消) 年月日 備考

_____」 | に改める。 |
|--|---|---|-------|

別記第11号様式中、

| | | | |
|---------------------------|---|------------------------------|-------|
| 「登録年月日

_____」 | を | 「登録年月日 備考

_____」 | に改める。 |
|---------------------------|---|------------------------------|-------|

別記第13号様式中、

| | | | |
|--------------------------------|---|--|-------|
| 「登録(抹消) 年月日

_____」 | を | 「登録(抹消) 年月日 備考

_____」 | に改める。 |
|--------------------------------|---|--|-------|

別記第17号様式の見出し中「選挙人名簿」の右に「の」を加え、同様式中「縦覧、」を「の期日及び」に、「に対する決定及び確定に関する期日及び期間」を「期間その他選挙人名簿の再調製について必要な事項」に、

- 「1 調製期日 平成何年何月何日
 2 縦覧期間及び異議申出期間 平成何年何月何日から何月何日までの何日間
 3 縦覧場所 広島市何区選挙管理委員会事務局 を、
 4 異議申出に対する決定期限 異議申出を受けた日から何日以内
 5 確定期日 平成何年何月何日 』
 「1 調製の期日平成何年何月何日
 2 異議の申出期間 平成何年何月何日から何月何日までの何日間
 3 異議の申出に対する決定期限 異議の申出を受けた日から何日以内 』

別記第18号様式の見出し中「登録者」を「に登録されている選挙人の」に改める。

別記第18号様式その2備考1中「において、」を「、」に、「場合があつて」を「とき」に、「登録期における」を「登録時における登録された者の」に、「記載すること。」を「記入」に改め、「含まない。）」の右に「すること。」を加え、同様式備考2中「もので当該登録月の2日（登録日変更の場合はその日）」

に登録された者」を「者で同日（同日が休日に当たる場合（区の区域において選挙が行われる場合において、登録月の1日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。）で、登録日を登録月の1日の直後の休日以外の日に定めるときはその日。ただし、天災その他特別の事情がある場合で、登録日を登録月の1日又は同日の直後の休日以外の日の後の日に変更したときはその日）に登録されたもの」に改め、同様式備考3中「登録日の変更が行われた場合においては、変更された登録日」を「前記2において、登録を行う日を登録月の1日の直後の休日以外の日に定められた場合又は登録月の1日又は同日の直後の休日以外の日の後の日に変更した場合は、その日」に改め、同様式備考4中「2日現在（登録日変更の場合はその日）」を「登録が行われた日現在」に、「登録月の8日まで（登録日を繰延べしたときは、登録日後5日まで）」を「日後5日以内」に改め、同様式備考4の次に次のように加える。

5 この報告は、選挙時登録の基準日と登録月の1日とが同一の日となる場合には、行わない。

別記第18号様式その3備考中「国、」を「国及び」に改める。

別記第18号様式の3を次のように改める。

第18号様式の3 削除

別記第18号様式の4中、「在外選挙人名簿に」を「在外選挙人名簿の登録に」に、「平成何年何月何日の」を「平成何年何月何日までの」に改め、「において準用する同法第24条第1項」を削る。

別記第18号様式の5中、「第1項」を「第2項」に改め、「同法」を削る。

別記第18号様式の6の見出し中「修正」の右に「の」を加え、同様式中「第1項」を「第2項」に改め、「同法」を削り、

| | | | | |
|-----------------------|---|-----------------------|----|-------|
| 在外選挙人名簿登録
(抹消) 年月日 | を | 在外選挙人名簿登録
(抹消) 年月日 | 備考 | に改める。 |
|-----------------------|---|-----------------------|----|-------|

別記第18号様式の11の見出し中「在外選挙人名簿」の右に「の」を加え、同様式中「第30条の14」を「第30条の15」に、「縦覧、」を「の期日及び」に、「に対する決定及び確定に関する期日及び期間」を「期間その他在外選挙人名簿の再調製について必要な事項」に、

- 「1 調製年月日 平成何年何月何日
- 2 縦覧期間及び異議申出期間 平成何年何月何日から
何月何日までの何日間 を、
- 3 縦覧場所 広島市何区選挙管理委員会事務局
- 4 異議申出に対する決定期限 異議申出を受けた日か
ら何日以内
- 5 確定期日 平成何年何月何日
- 「1 調製の期日 平成何年何月何日

- 2 異議の申出期間 平成何年何月何日から何月
何日までの何日間 に改める。
- 3 異議の申出に対する決定期限 異議の申出を
受けた日から何
日以内

別記第18号様式の12の見出し中「登録者」を「に登録されている選挙人の」に改め、同様式その2備考中「第18号様式その2及びその3と併せて」を「今回調査時が定時登録が行われた日現在（同日が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合を除く。）の場合は第18号様式その2とあわせて、衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあった日現在の場合は第18号様式その3とあわせて、それぞれ」に改める。

別記第115号様式中

| | | | | | | |
|---|---------------|----------------|---|----|----|--|
| ※ | 再交付年月日
・ ・ | 再交付した証票
№ ～ | 係 | 係長 | 次長 | |
|---|---------------|----------------|---|----|----|--|

備考 ※欄は記入しないでください。

| | | | | | | |
|---|---------------|----------------|-----------------------|--|--|--|
| ※ | 再交付年月日
・ ・ | 再交付した証票
№ ～ | 受領書 | | | |
| | | | 私は、この申請のとおり証票を受領しました。 | | | |
| | | | 平成 年 月 日 | | | |
| | | | 受領者 | | | |
| | | | 住所 _____ | | | |
| | | | 氏名 _____ | | | |

備考 ※欄は記入しないでください。

改める。
別記第141号様式を次のように改める。
第141号様式（施設の予定表の様式）（第141条関係）

個人演説会等の施設の使用予定表

施設名 \_\_\_\_\_ (演説会場名)
\_\_\_\_\_ (弁士控室名)

施設管理者氏名 \_\_\_\_\_ (電話 -)
(他に管理者等がいる場合
氏名 \_\_\_\_\_ (電話 -))

| 月日 | 曜日 | 使用予定 | | | | | | 備考 |
|--------|----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----|
| | | 午前 | | 午後 | | 夜間 | | |
| | | 演説
会場 | 弁士
控室 | 演説
会場 | 弁士
控室 | 演説
会場 | 弁士
控室 | |
| 何選挙投票日 | | | | | | | | |

特記事項 \_\_\_\_\_

注意1 候補者等が個人演説会等を開催する場合は、あらかじめ

当該区の選挙管理委員会へ申出（何月何日から受付）が必要です。候補者等から直接貴施設の使用について申出がありましても、この申出を受けられないようお願いいたします。

2 候補者等からの施設使用の申出は、この表により当該区の選挙管理委員会で受付します。この受付後は、その使用を拒否することが事実上困難となる場合がありますので、提出された予定表に変更が生じたときは、直ちにその旨を当該区の選挙管理委員会へ連絡してください。

3 すでに予約が入っているなどにより、施設の使用に支障がある場合は、使用予定欄に「×」印を記載してください（行事等の内容や使用予定者名等は記載しないでください。なお、表中の「夜間」とは午後5時以降をいいます。）。

また、施設を個人演説会等に使用できない時間帯がある場合は、備考欄にその旨を記載（「〇時～〇時使用不可」等）してください。

4 増改築その他の理由により承認済の施設（設備を含む。）に変更があるとき、又は費用額規程の変更を必要とするときは、直ちに当該区の選挙管理委員会へ連絡してください。

別記第168号様式から第170号様式までを次のように改める。

第168号様式及び第169号様式 削除

第170号様式（縦覧場所の告示の様式）（第177条の2関係）

広島市何区選挙管理委員会告示第何号

平成何年何月何日

漁業法（昭和24年法律第267号）第89条第5項の規定により、平成何年9月1日現在における広島海区漁業調整委員会選挙人名簿を、次のとおり縦覧に供します。

広島市何区選挙管理委員会

委員長 氏名

1 場所 広島市何区何町何番何号

広島市何区役所内 広島市何区選挙管理委員会事務局

2 期間等 平成何年10月20日から11月3日までの15日間、毎日、午前8時30分から午後5時まで（平成何年何月何日 午前8時30分から午後5時まで）

別記第171号様式の見出し中「選挙人名簿」の右に「の登録」を加え、同様式その1中「海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に」を「海区漁業調整委員会選挙人名簿の登録に」に、「海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登録」を「海区漁業調整委員会選挙人名簿の登録」に、「することが」を「行うことも」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

区選管告示

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第4号

平成29年7月6日

平成29年7月5日任期満了により、新たに広島市佐伯区選挙管理委員及び補充員として就任した者の住所及び氏名は、次のとおりです。

広島市佐伯区選挙管理委員会

委員長 久笠 信雄

| 区分 | 住所 | 氏名 |
|--------------|------------------------|-------|
| 委員長 | 広島市佐伯区吉見園5番10号 | 久笠 信雄 |
| 委員長
職務代理者 | 広島市佐伯区五日市町大字上河内513番地1 | 石田 正博 |
| 委員 | 広島市佐伯区五日市町大字下小深川309番地2 | 中原 裕子 |
| 委員 | 広島市佐伯区五月が丘四丁目39番2号 | 藤井 優子 |
| 補充員 | 広島市佐伯区五日市駅前一丁目8番2-305号 | 古河 真人 |
| 補充員 | 広島市佐伯区湯来町大字白砂36番地 | 砂田 尊務 |
| 補充員 | 広島市佐伯区五日市中央四丁目2番23-22号 | 土井 京子 |
| 補充員 | 広島市佐伯区八幡一丁目16番5号 | 井上 雄二 |

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第5号

平成29年7月19日

昭和60年広島市選挙管理委員会告示第9号による佐伯区の投票区の設置の告示中表の一部を、次のとおり変更しました。

広島市佐伯区選挙管理委員会

委員長 久笠 信雄

1 変更する投票区

| 変更前 | | 変更後 | |
|-----|---|-----|---|
| 投票区 | 区 域 | 投票区 | 区 域 |
| 第十八 | 五日市町大字石内（第十七投票区及び第二十七投票区分を除く）
石内上一丁目
石内南一丁目
石内南二丁目
石内南三丁目
石内南四丁目
石内南五丁目
石内北一丁目
石内北二丁目
石内北三丁目
石内北四丁目 | 第十八 | 五日市町大字石内（第十七投票区及び第二十七投票区分を除く）
石内上一丁目
石内南一丁目
石内南二丁目
石内南三丁目
石内南四丁目
石内南五丁目
石内東一丁目
石内東二丁目
石内東三丁目
石内東四丁目 |

| | | |
|--|------|--|
| 石内北五丁目
石内東一丁目
石内東二丁目
石内東三丁目
石内東四丁目 | 第三十一 | 石内北一丁目
石内北二丁目
石内北三丁目
石内北四丁目
石内北五丁目 |
|--|------|--|

2 施行年月日
平成29年9月1日

教育委員会告示

広島市教育委員会告示第11号
平成29年7月7日

広島市教育委員会議（臨時会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長 糸山 隆

- 1 日時 平成29年7月14日（金） 午前9時30分
- 2 場所 中区役所6階教育委員会
- 3 議題

【非公開予定議題】

- (1) 広島市教育委員会指定管理者指定審議会委員の任命について（議案）
- (2) 教職員の人事について（議案）

広島市教育委員会告示第12号
平成29年7月14日

広島市子ども文化科学館条例（昭和55年広島市条例第41号）第12条第1項及び広島市子ども図書館条例（昭和28年広島市条例第19号）第10条第1項の規定に基づき、広島市子ども文化科学館及び広島市子ども図書館の合築施設の呼称を定めたので、広島市子ども文化科学館条例第12条第2項及び広島市子ども図書館条例第10条第2項の規定により告示します。

広島市教育委員会
教育長 糸山 隆

（別紙）

平成28年度監査の結果に対する措置事項の公表
（企画総務局）

- 1 監査結果公表年月日
平成28年5月30日（広島市監査公表第8号）
- 2 監査結果に対する措置事項の通知年月日
平成29年6月23日（広調政第29号）
- 3 監査の結果（指摘事項）及び措置の内容

公立大学法人広島市立大学における立替払に係る事務について
（所管課：企画総務局政策企画課）

| 監査の結果 | 措置の内容 |
|---|---|
| 公立大学法人広島市立大学（以下「市立大学」という。）においては、教育研究等の業務に支障が生じないよう、緊急性を要す | 監査の結果を受けて、指摘された事項に係る再発防止の取組について、平成28年6月3日付けで、地方独立行政法人法第12 |

- 1 広島市子ども文化科学館及び広島市子ども図書館の合築施設の呼称
「5-Days子ども文化科学館・子ども図書館」
- 2 呼称を定める期間
平成29年9月1日から平成32年8月31日まで

広島市教育委員会告示第13号
平成29年7月19日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会
教育長 糸山 隆

- 1 日時 平成29年7月26日（水） 午前9時30分
- 2 場所 中区役所6階教育委員会
- 3 議題

【公開予定議題】

- (1) 青少年交流事業の開催について（報告）
- (2) 広島市子ども文化科学館及び広島市子ども図書館の命名権取得者及び呼称の決定について（報告）

【非公開予定議題】

- (3) 広島市立図書館協議会委員の委嘱について（議案）

監査公表

広島市監査公表第16号
平成29年7月5日

広島市監査委員 佐伯克彦
同 井上周子
同 原裕治
同 桑田恭子

監査の結果（指摘事項）に対する措置事項の公表

地方自治法第199条第12項の規定により、広島市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

る場合などの理由があり、かつ、支払金額が20万円未満の物品購入であって経理責任者が適正と認める場合には、教員が経費を立て替えて物品を購入することができることとされている。

しかしながら、物品購入において、緊急性などが認められないにもかかわらず立替払をした不適切な事例があった。また、この事例においては、一件当たりの支払金額を20万円未満とするために一括発注が可能であるにもかかわらず物品を個別に発注していた。さらにその決裁は、経理責任者の決裁を受けずに下位の職員により行われていた。

については、市立大学教職員が立替払の制度趣旨や事務処理方法を正しく理解し、事務が適正に行われるよう指導されたい。

1条第1項の規定により市立大学に報告を求めた。

その結果、市立大学から以下のとおり報告を受け、立替払に係る事務が適正に執行されるよう市立大学が再発防止に取り組んだことを確認した。

- (1) 平成28年4月の各学部・研究所の教授会等において、全教員に対し、監査の指摘内容の周知を図るとともに、立替払の要件や一括発注の原則などに留意して適正に事務処理を行うよう徹底した。
- (2) 立替払の必要性の客観的な審査を可能にするため、立替払をしなければ業務に支障が出る具体的な理由を立替払請求書に記載させるよう、その様式を平成28年5月1日に修正するとともに、事務局による確認が困難な場合には学部長等の意見を付するよう見直した。
- (3) 決裁権者の誤りについては、立替払は「公立大学法人広島市立大学立替払事務取扱要領」により経理責任者の任にある総務・危機管理担当理事が決裁することとなっているにもかかわらず、「公立大学法人広島市立大学会計規則」において経理事務管理者である室長等が経理事務を行うことと規定されていることから、誤って立替払についても同様に取り扱っていたことによるものである。年間約3,000件に及ぶ立替払の全てを総務・危機管理担当理事が決裁することは職場の実態に即さないことから、この監査での指摘を機に、立替払の決裁権者について見直し、平成28年5月1日付けで「公立大学法人広島市立大学立替払事務取扱要領における経理責任者の権限に属する事務の決定権限について定める要領」を制定して、この決裁権限を事務局各室の室長及び社会連携センター次長の権限とし、全教職員に周知を図った。
- (4) 立替払等の契約事務の制度の趣旨や事務処理について、平成28年7月22日に教職員用の「立替払等契約事務（物品購入）マニュアル」を作成し、このマニュアルを教材として、全教職員を対象とした研修会を7月下旬から9月上旬までの間に延べ54回開催した。また、9月中旬に外国人数員に対して英語による個別研修を行ったほか、研修会に出席できなかった教職員に対しては、研修会の動画を利用したWebによる研修を実施し、これにより10月末までに全教職員の受講を完了させた。今後も引き続き、全教職員を対象とした研修を人事異動の時期などを捉えて定期的に行い、事務が適正に行われるよう指導する。